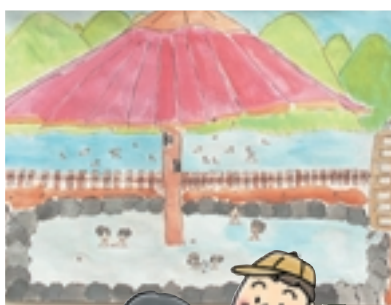


米子市・淀江町

# 新市まちづくり計画



平成16年9月

米子市・淀江町合併協議会

# 目次

<b>第1章 序論</b> .....	1
1 - 1 合併の必要性.....	1
1 - 2 計画策定の方針.....	2
(1) 計画の趣旨.....	2
(2) 計画の構成.....	2
(3) 策定の期間.....	2
<b>第2章 新市の概況</b> .....	3
2 - 1 位置と地勢.....	3
2 - 2 気候.....	3
2 - 3 面積と土地利用.....	4
2 - 4 人口と世帯数.....	4
2 - 5 新市を取り巻く状況.....	5
<b>第3章 主要指標の見通し</b> .....	6
3 - 1 人口.....	6
(1) 総人口.....	6
(2) 年齢別人口.....	6
(3) 就業別人口.....	7
3 - 2 世帯.....	7
<b>第4章 新市まちづくりの基本方針</b> .....	8
4 - 1 新市まちづくりの基本理念.....	8
4 - 2 新市の将来像.....	9
4 - 3 新市まちづくりの基本目標.....	10
4 - 4 新市の都市構成.....	12
(1) ゾーンニングの構成.....	12
(2) 拠点の構成.....	13

<b>第5章 主要施策（事業）</b> .....	14
5 - 1 交流と連携を育む基盤づくり .....	19
5 - 2 豊かな自然・歴史環境に包まれた魅力あふれる定住のまちづくり ...	25
5 - 3 安心して健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり .....	35
5 - 4 豊かな心を育む教育と文化のまちづくり .....	44
5 - 5 地域の活力を生み出す産業のまちづくり .....	53
5 - 6 市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり .....	61
<b>第6章 公共施設の統合整備</b> .....	64
<b>第7章 財政計画</b> .....	65
7 - 1 基本方針 .....	65
7 - 2 歳入計画 .....	68
7 - 3 歳出計画 .....	68

# 第1章 序論

## 1-1 合併の必要性

我が国では、「成長の時代」から「成熟時代」への転換が進み、これからの地域づくりのあり方として、個性を尊重した創造的な地域づくりが求められています。その実現のためには次のような背景を踏まえ、市町の合併に取り組むことが有効な方法です。

### <社会背景から>

高度情報化社会の到来 / 産業構造の転換 / 国際化の進展 / 環境問題の深刻化

### <市民生活から>

#### ・成熟社会への転換

クルマ社会となり、IT等情報網の発達により、住民の日常生活圏は行政区域を越えて拡大しています。また住民の価値観の多様化、技術革新の進展などに伴い、住民が求めるサービスも多様化し、高度化しています。

- ・日常生活圏の拡大に合わせた行政区域へ再編成する必要があります。
- ・多様化する住民ニーズへ対応する必要があります。

### <行財政から>

#### ・広域的行政課題の増大

廃棄物対策や介護保険の運用、観光振興対策等、広域で効果の上がる課題が増えています。

- ・広域かつ効率的な行政運営の仕組みをつくる必要があります。

広域的・効率的、かつ住民参画のまちづくりを実現する必要があります。

#### ・少子・高齢化の進行

地域産業の振興など若者の定住への取り組みや、働きながら安心して子どもを産み育てられる環境づくり、及び高齢期を安心して過ごせ、かつ生きがいを持てる環境が求められています。

- ・若者の定住促進や子育ての充実、及び高齢者の生きがいづくり等を目指して、地域の活力を生み出すための仕組みをつくる必要があります。

#### ・地方分権の実行、財政基盤の確立

地方分権の時代へ向かう一方では、地方交付税や補助金の削減、税収の伸び悩みが進み、それに対応した行政能力の向上と行政のスリム化が求められています。

- ・地域の特性を生かし、主体的に行政を進め、行政能力を向上させることが必要です。
- ・行政のスリム化をして、財政基盤の強化が必要です。

合併によって、新市建設へ

## 1 - 2 計画策定の方針

---

### (1) 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第3条第1項及び第5条の規定に基づき、米子市・淀江町の合併後の新市を建設していくための基本方針や施策などを定める計画であり、その実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

計画の策定にあたっては、「新市将来構想」を基本に、住民の意向を十分に踏まえながら、両市町の総合計画をはじめ、国等の上位計画との整合性を図り、新時代にふさわしい魅力的なまちづくりを推進する指針を示すものとします。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための「基本方針」や、その基本方針を実現するための「基本施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心に構成します。

### (3) 計画の期間

この計画の期間は、合併から15年間とします。

計 画 の 期 間 : 平 成 1 7 ( 2 0 0 5 ) 年 度 ~ 平 成 3 1 ( 2 0 1 9 ) 年 度



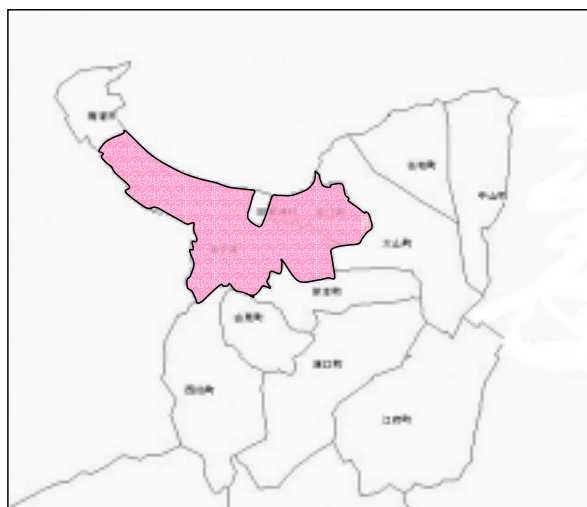
## 第2章 新市の概況

### 2 - 1 位置と地勢

新市は、鳥取県の最西端に位置して島根県に隣接し、東西約22km、南北約14kmの市です。

その地域構造は、大きく分けて北部・南部・東部地域から構成されています。北部地域は、米子平野及び美保湾（日本海）と中海に挟まれ、島根半島に向かって伸びる日本最大級の砂州によって形成された弓ヶ浜半島からなっています。一方、南部地域は、中心市街地の東側に広がる日野川流域の平野部と中国地方の最高峰である国立公園大山の山麓や中国山地につながる丘陵地によって形成されています。東部地域（旧淀江町）は、北は美保湾（日本海）に面し、南は大山を望み、孝霊山の丘陵がゆるやかに日本海に伸びています。

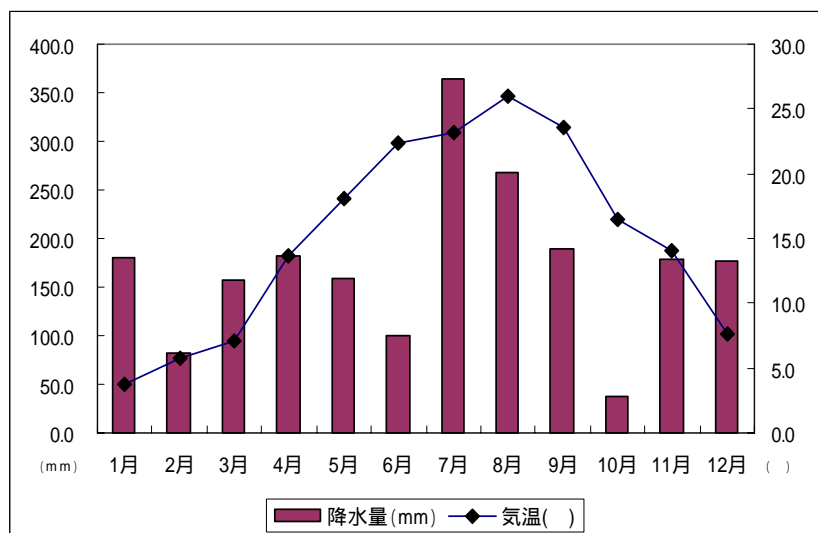
位置図



### 2 - 2 気候

気候は、典型的な日本海型気候ですが、春、夏、秋は日照時間が長く、冬も比較的温暖で過ごしやすい地域です。

平均気温と降水量  
(平成15年)



出典：気象庁

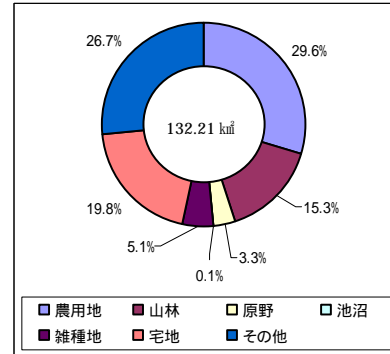
## 2 - 3 面積と土地利用

新市の総面積は 132.21km<sup>2</sup> (鳥取県全体の 3.8%) です。

土地利用は、米子駅を中心に主に北側に市街地が拡大し、市街地の南部は水田地、市街地の北部は畑地と集落地が広がっています。

土地利用の内訳をみると、農用地と山林等の自然的土地利用<sup>1</sup>が全体の約半分を占めており、うち農用地が 29.6%、山林が 15.3%となっています。都市的土地利用<sup>2</sup>も、宅地が約 20%を占めています。

地目別土地利用現状 (平成 15 年度)



出典：固定資産税概要調査

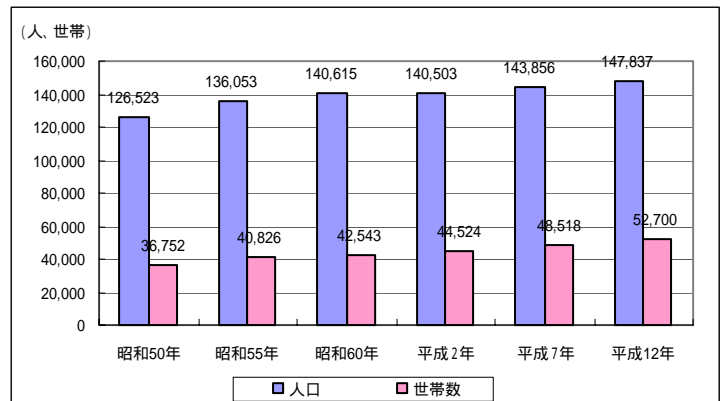
## 2 - 4 人口と世帯数

### 総人口と世帯数の推移

本地域の人口は、平成 12 年には 147,837 人です。ここ 10 年は毎年平均 700 人余り増加してきました。

平成 12 年の世帯数は、52,700 世帯で年々増加しています。一世帯当り人数は、平成 12 年には 2.81 人/世帯であり、核家族化や単身世帯の増加が急激に進行しています。

### 人口・世帯数の推移



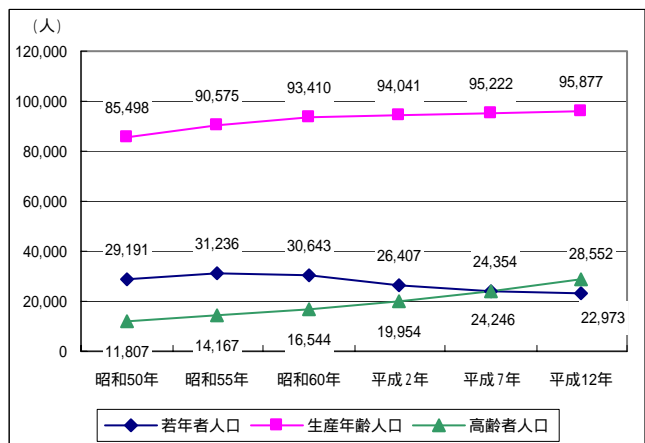
出典：平成 12 年国勢調査

### 年齢 3 区分別人口の推移

年齢 3 区分別人口割合は、平成 12 年には若年者人口が 22,973 人 (15.6%)、生産年齢人口は 95,877 人 (65.0%)、高齢者人口は 28,552 人 (19.4%) に達しています。推計を見ると、若年者が減少し、高齢者が増加し、生産年齢人口は微増しています。

若年者人口：0～14 歳の人口  
 生産年齢人口：15～64 歳の人口  
 高齢者人口：65 歳以上の人口

### 年齢 3 区分別人口の推移



出典：平成 12 年国勢調査

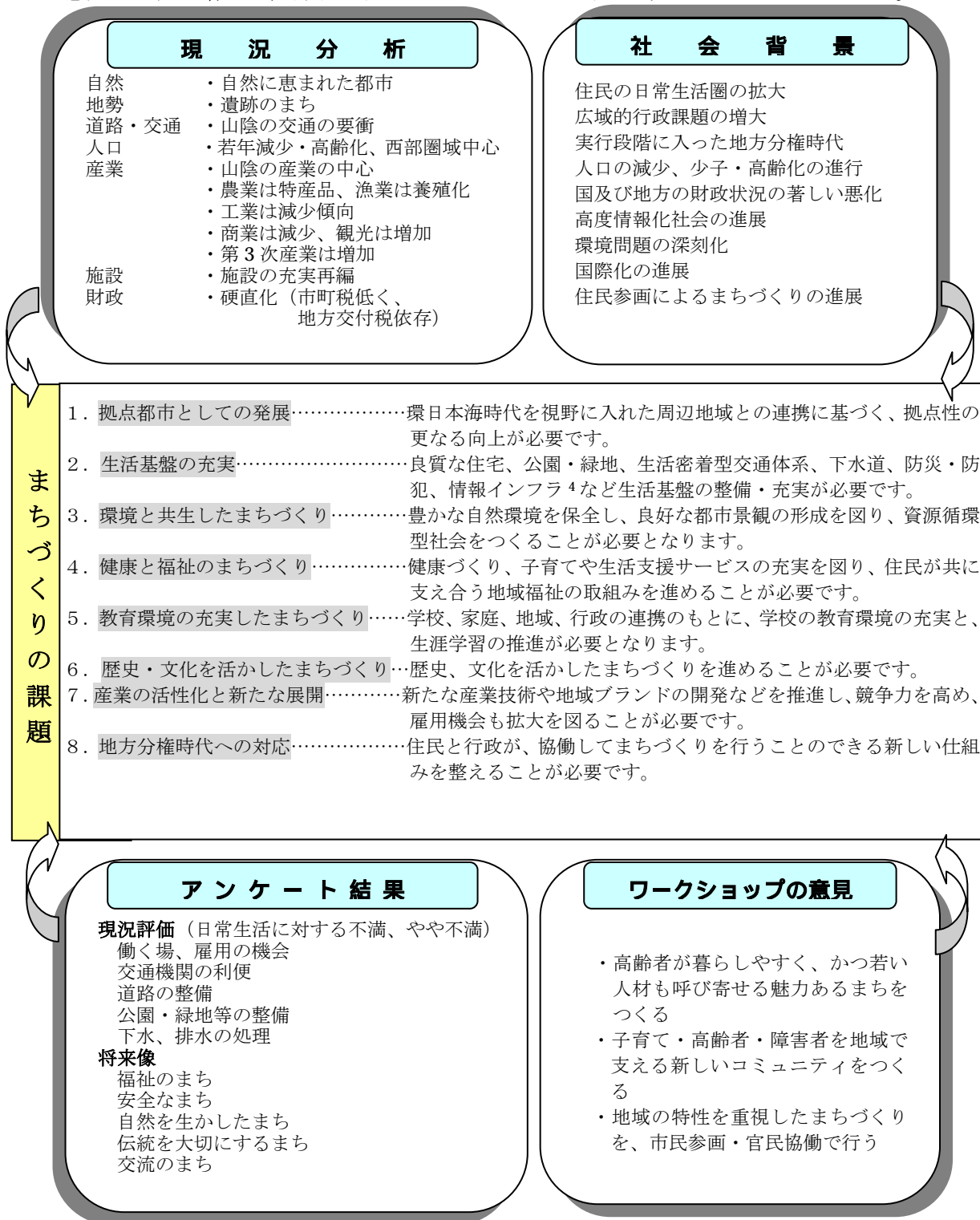
注) 年齢不詳を除く

<sup>1</sup> 自然的土地利用：農地や山林などに利用される土地。

<sup>2</sup> 都市的土地利用：住宅、工業、商業の宅地、道路、公園などの都市的な施設に利用される土地。

## 2 - 5 新市を取り巻く状況

新市の概況、住民アンケート調査及び住民参加のワークショップ<sup>3</sup>の開催を通じて得られた意見や提言を踏まえ、新市を取り巻くまちづくりの課題を次の8つにまとめました。



<sup>3</sup> ワークショップ[workshop]：テーマに沿って自由な意見やアイデアを出し合い、討議する場。

<sup>4</sup> 情報インフラ：情報通信技術を支えるケーブル伝送路や情報受信拠点、その他通信機器など高度情報化社会の都市活動に欠くことのできない基幹施設の総体。



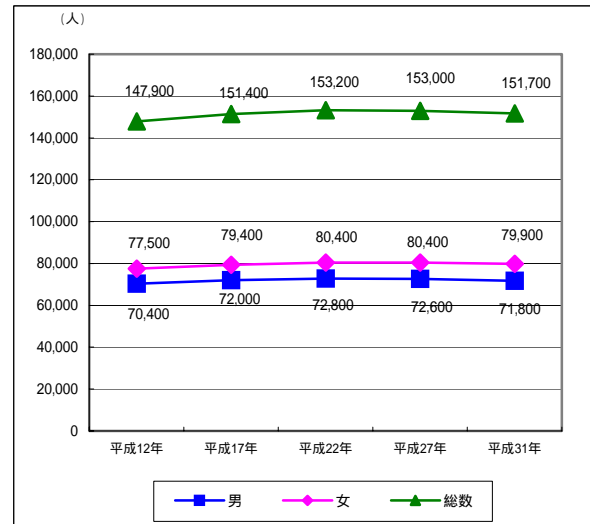
## 第3章 主要指標の見通し

### 3-1 人口

#### (1) 総人口

本地域の人口は、平成12年国勢調査によると147,837人であり、新市の人口を推計(コホートセンサス変化率法<sup>5</sup>)すると、微増して平成22年(2010年)には約153,200人となり、その後減少に転じ、平成31年(2019年)には約151,700人と推計されます。

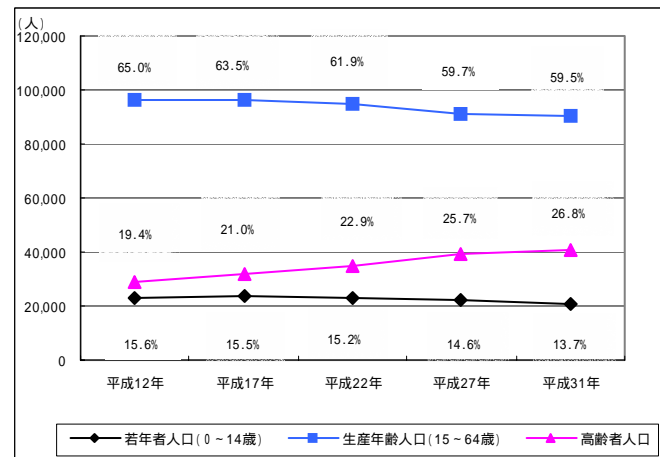
人口の将来推計



#### (2) 年齢別人口

将来の年齢3区分別人口は、平成31年(2019年)には、若年者人口20,700人(13.7%)、生産年齢人口90,200人(59.5%)、高齢者人口40,700人(26.8%)と推計されます。

年齢3区分人口の推計



注) 平成12年は、年齢不詳を按分により算出

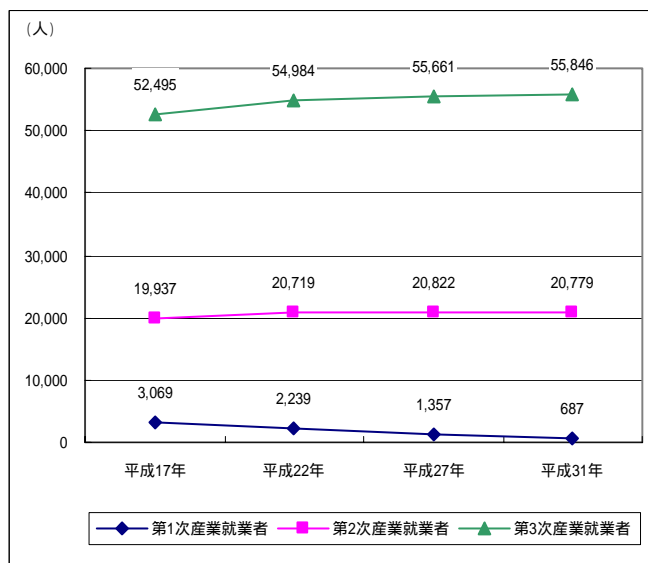
<sup>5</sup> コホートセンサス変化率法：コホート法とは、一定期間に出生した集団(コホート)に着目し、5歳別や1歳別に、その時間的变化(5年後や1年後の人口変化)を、将来も一定であると仮定し、推計する人口推計方法です。センサス変化率法は、コホート法の一つで、時間的变化の中に、出生、転出・流入、死亡が含まれている推計方法です。

### (3) 就業別人口

将来の就業別人口は、第1次産業就業者は減り続け、第2次産業就業者は漸増し、第3次産業就業者は増加すると推計されます。

区分	
第1次産業	農業
	林業
	水産業
第2次産業	鉱業
	建設業
	製造業
第3次産業	電気ガス水道業
	運輸・通信業
	卸売小売飲食業
	金融・保険業
	不動産業
	サービス業
	公務

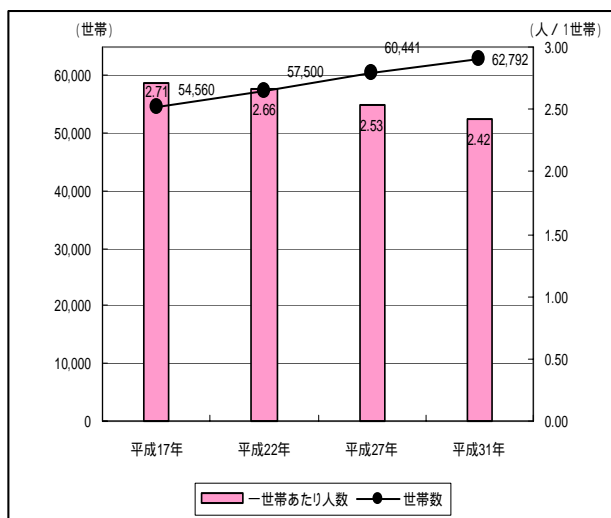
就業別人口の推計



### 3 - 2 世帯

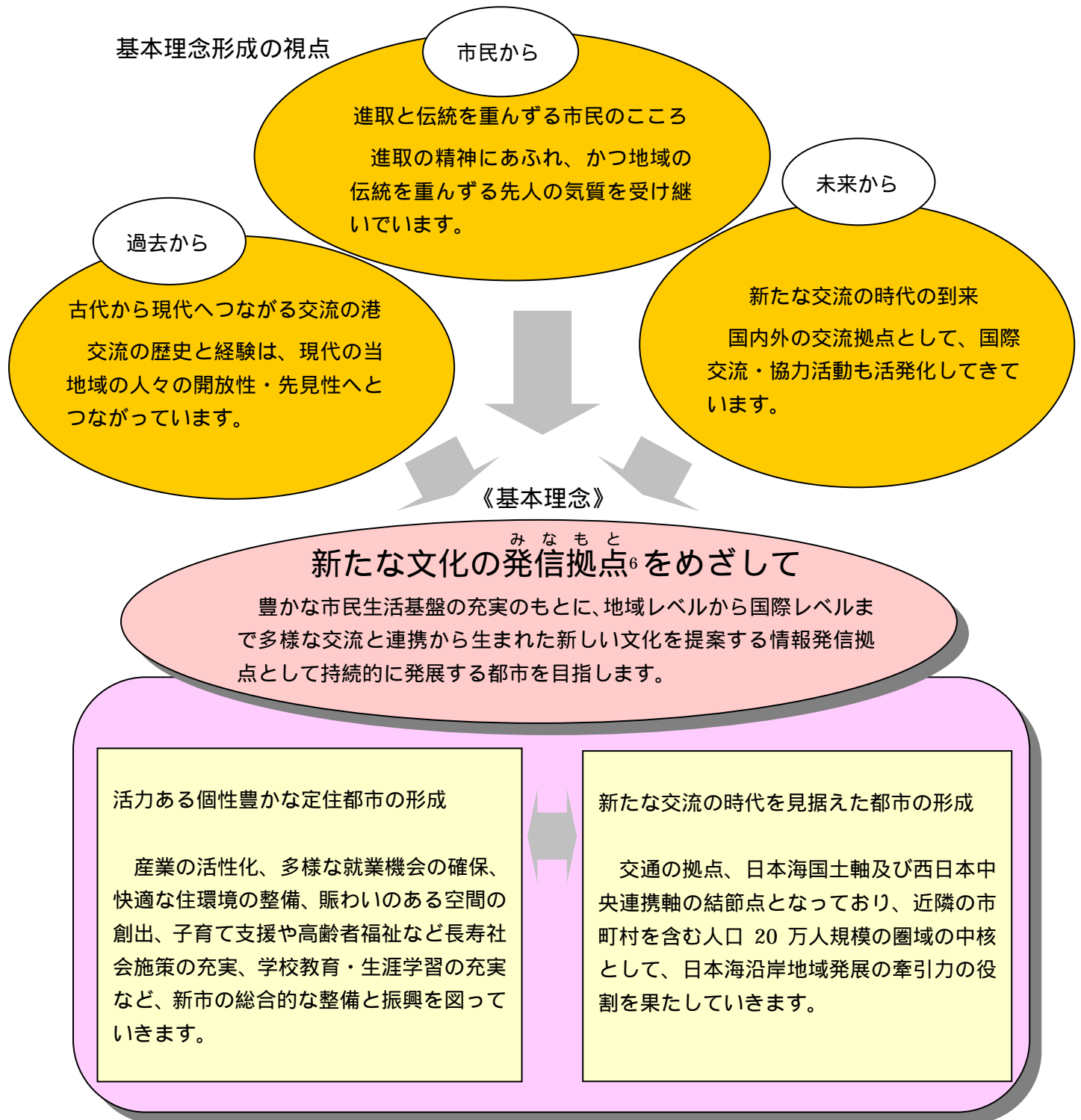
将来の世帯数は、平成17年の54,560世帯から平成31年には15.1%増えて、約62,800世帯になると推計されますが、これは人口増と世帯人数減によるものです。核家族化や単身世帯の増加が更に進んで、一世帯当たり人数は平成17年の2.72人から、平成31年は2.42人へと11.0%減少すると推計されます。

世帯数の推計



## 第4章 新市まちづくりの基本方針

### 4 - 1 新市まちづくりの基本理念



<sup>6</sup>発信拠点：新たな文化を提案する情報発信拠点の意味が、市民にとってわかりやすくかつ柔らかく受けとめられるよう、あえてひらがなの「みなもと」としました。

## 4 - 2 新市の将来像

---

新市の将来像を次のとおり掲げ、悠久の歴史と先人が培った文化を礎(いしずえ)に、多種多様な交流と連携により、個性豊かで新たな文化を築くことのできる都市をめざし、市民と一体となってその実現に取り組みます。

### 《新市の将来像》

交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市<sup>まち</sup><sub>7</sub>

---

<sup>まち</sup><sub>7</sub>都市：当地域が都市的部分だけでなく農村的部分等も含むため、全体を総称し両方のイメージを込めた言葉として、あえて都市を「まち」としました。

## 4 - 3 新市まちづくりの基本目標

新市が将来像として描く「交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市<sup>まち</sup>」の実現化に向け、新市まちづくりの基本目標を下記のとおり4つ設定します。

### 新市まちづくりの基本目標

#### 交流と連携を育む基盤づくり

都市機能の充実、国際交流・協力の機能の充実、生活密着型交通の整備・充実、広域交通網・通信網の整備促進を図ることを目指します。

#### ゆとりと豊かさのある生活文化のまちづくり

豊かな自然・歴史環境に包まれた魅力あふれる定住のまちづくり  
良質な住宅の供給をはじめ自然環境の保全、環境の美化、安心・安全なまち、交通安全の確保などを目指します。  
安心して健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり  
生涯にわたる健康づくりと福祉を充実し、また子育て支援を充実することを目指します。  
豊かな心を育む教育と文化のまちづくり  
学校教育の充実をはじめ、生涯学習活動の促進、伝統文化及び文化財の保護と継承、スポーツの振興を目指します。

市民と行政のパートナーシップ<sup>8</sup>による協働のまちづくり

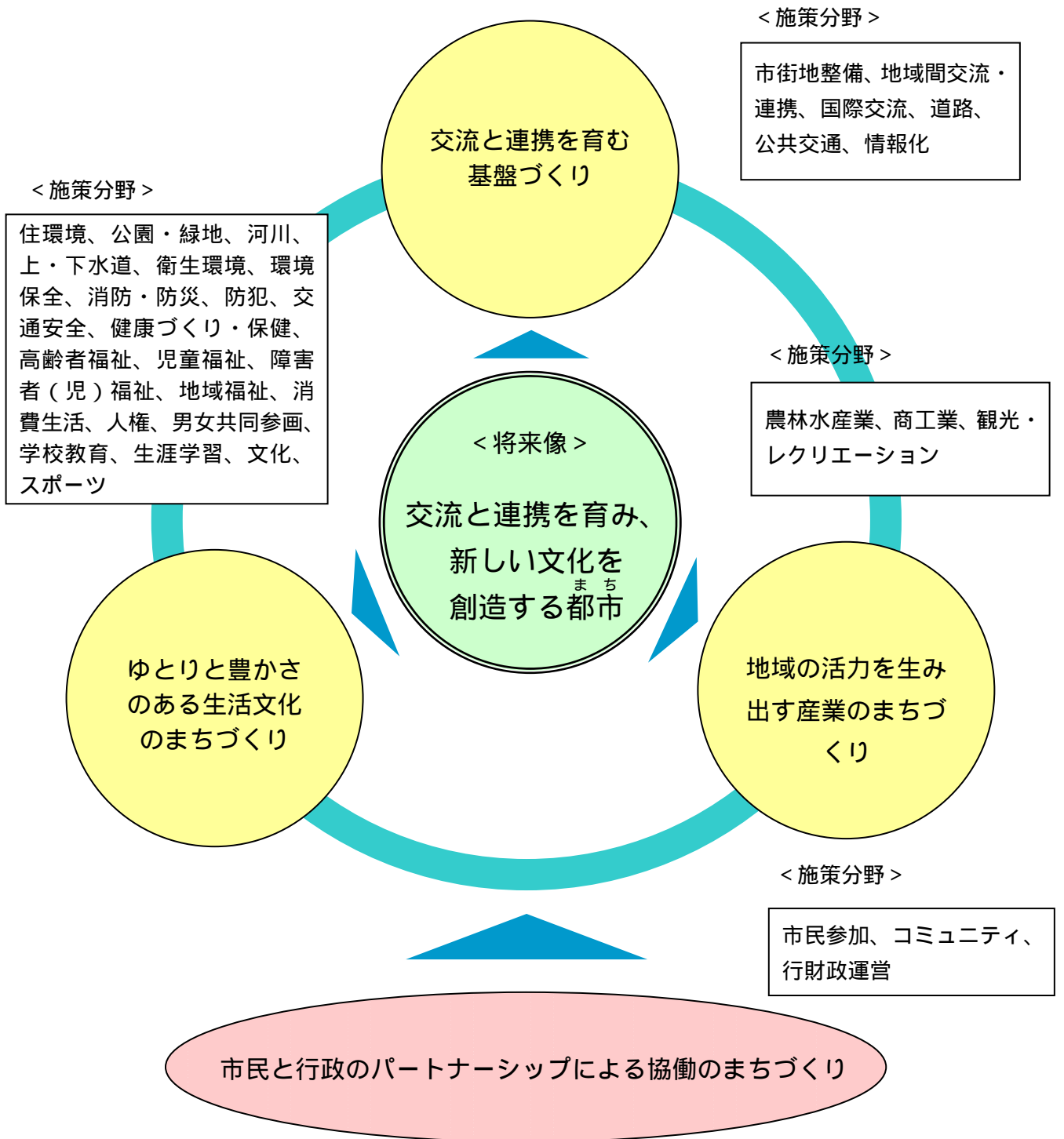
左記の目標の達成には、市民と行政が相互の役割を認識し、パートナーシップに基づいて協働するまちづくりを行うことが不可欠です。

#### 地域の活力を生み出す産業のまちづくり

特産物の開発・振興、中心市街地の商業機能の活性化、研究開発型企業の育成、地域資源を活用した滞在型・通年型・体験型の観光開発など新たな産業振興に取り組み、地域の活力を生み出す産業のまちづくりを目指します。

<sup>8</sup> パートナーシップ[partnership]：協力関係。連携。

# 基本目標と施策分野





## 4 - 4 新市の都市構成

### (1) ゾーニング<sup>9</sup>の構成

地域の地形的条件や土地利用の状況等から、新市の都市構成は、大きく分けて、都市中心ゾーン、田園居住ゾーン、自然環境保全ゾーン、海浜環境保全ゾーンの4つに区分されます。

道路、鉄道による有機的な連携により、これら4つのゾーンを結ぶネットワークの構成を図ることで、水と緑と史跡に囲まれた新市の一体性を高め、かつ各ゾーンが均衡の取れた土地利用の実現を目指します。

#### 都市中心ゾーン

この区域は、産業・文化・行政施設や住宅をはじめとする各種都市機能が集積しています。多くの市民が集まる場である一方、皆生温泉や湊山公園等の内外交流の拠点であり、新市の中心市街地を形成するゾーンです。

#### 海浜環境保全ゾーン

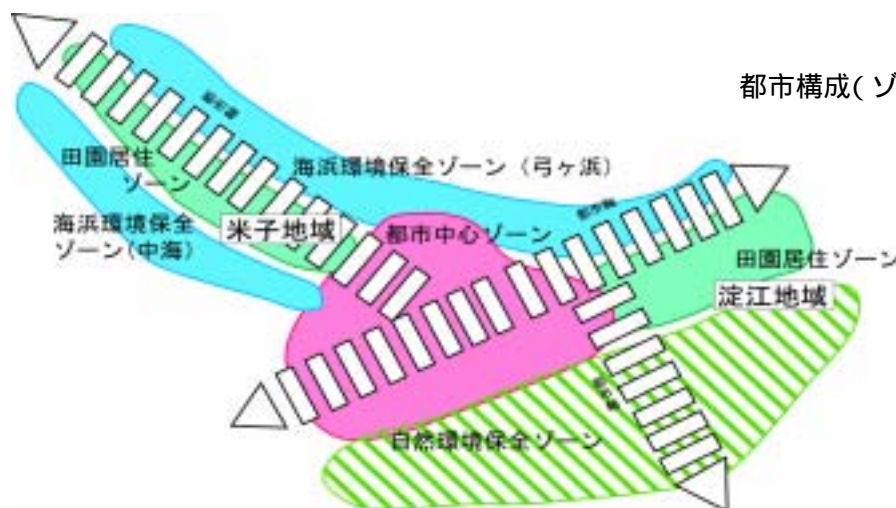
美保湾及び中海は、外海及び内海として市民等に親しまれてきました。弓ヶ浜と中海の海浜は、新市のうらおいのある渚空間で、市内外からの多くの来訪者があり、今後も優れた景観の保全を図るゾーンです。

#### 自然環境保全ゾーン

この区域は、新市の市街地後背にあたり、大山山麓の緑豊かな自然を有し特色ある優れた景観を呈しています。これらの美しい自然、景観を観光振興等に生かしながら、自然環境の保全を図るゾーンです。

#### 田園居住ゾーン

この区域は、まとまった農地等の生産基盤と集落が調和した田園地帯です。良好な営農環境を保全するとともに、市街地周辺の貴重な緑地空間であり、下水道等の生活環境の整備・充実を図りながら、快適な居住地の形成を進めるゾーンです。



都市構成(ゾーンの図)

<sup>9</sup> ゾーニング[zoning]: 土地を区分けして、それぞれの地区の利用法を決めていくこと。

## (2) 拠点の構成

新市がめざす都市構成として、多様な都市機能が集積する拠点地区を適切に配置し、まとまりのある土地利用を展開します。そしてこれらを連携し、新市の骨格となる都市軸<sup>10</sup>によってネットワークを形成します。これにより都市機能を集約するとともに、都市軸によって住民が施設を便利に利用できるようにし、併せて秩序ある開発を図ることを目指します。

### 西の活力とにぎわいの拠点

新市における顔の地域であり、商業・業務をはじめ、各種の都市機能が充足され、新市のまちづくりの中核を担います。

### 東の活力とにぎわいの拠点

新市における補完的な拠点で、西の活力とにぎわいの拠点とともに市民生活を支える新市の東の核を形成します。

### 工業流通拠点

既存生産機能の向上や業務環境の改善を図りながら、活力ある新市のまちづくりをリードする工業や流通の中核となります。

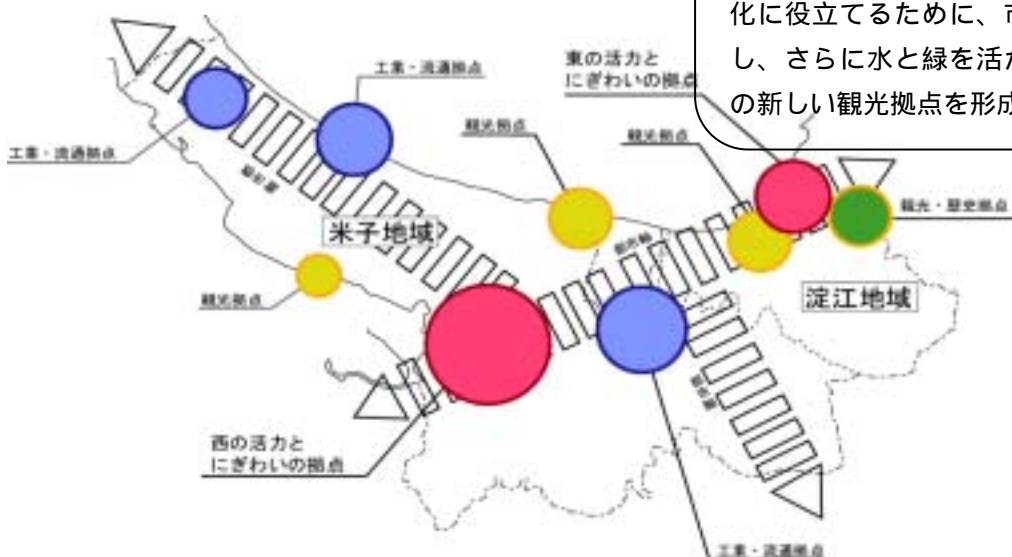
### 観光拠点

皆生温泉や自然環境等の観光資源を活かし、周辺の観光施設とのネットワークにより、市内外の観光交流の拠点を形成します。水鳥公園や壺瓶山周辺は、市民や多くの人に親しまれる、レクリエーションの拠点を形成します。

### 観光・歴史拠点

妻木晩田遺跡・向山古墳群・上淀廃寺跡などの貴重な歴史遺産を保全しつつ教育・文化に役立てるために、市内外の人々に開放し、さらに水と緑を活かした長時間滞遊型の新しい観光拠点を形成します。

都市構成（拠点の図）

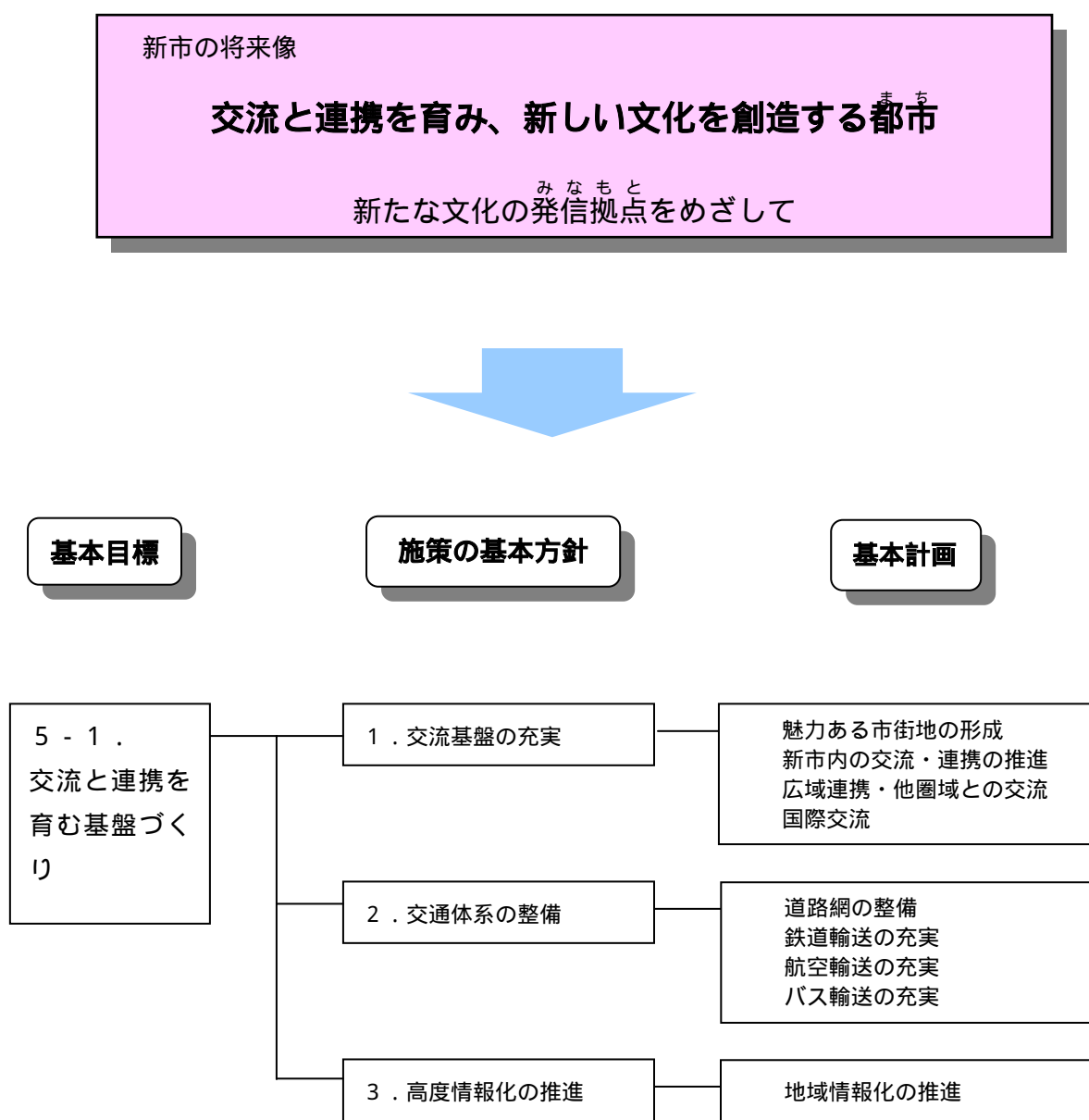


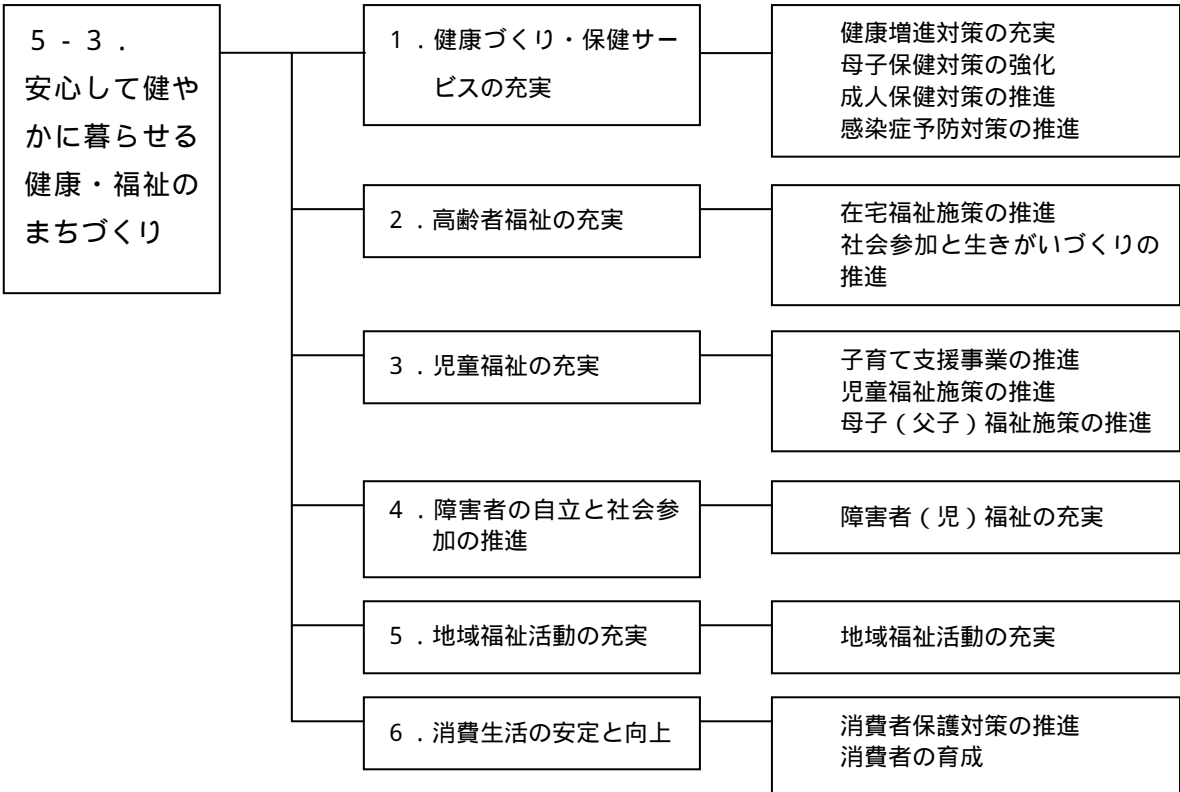
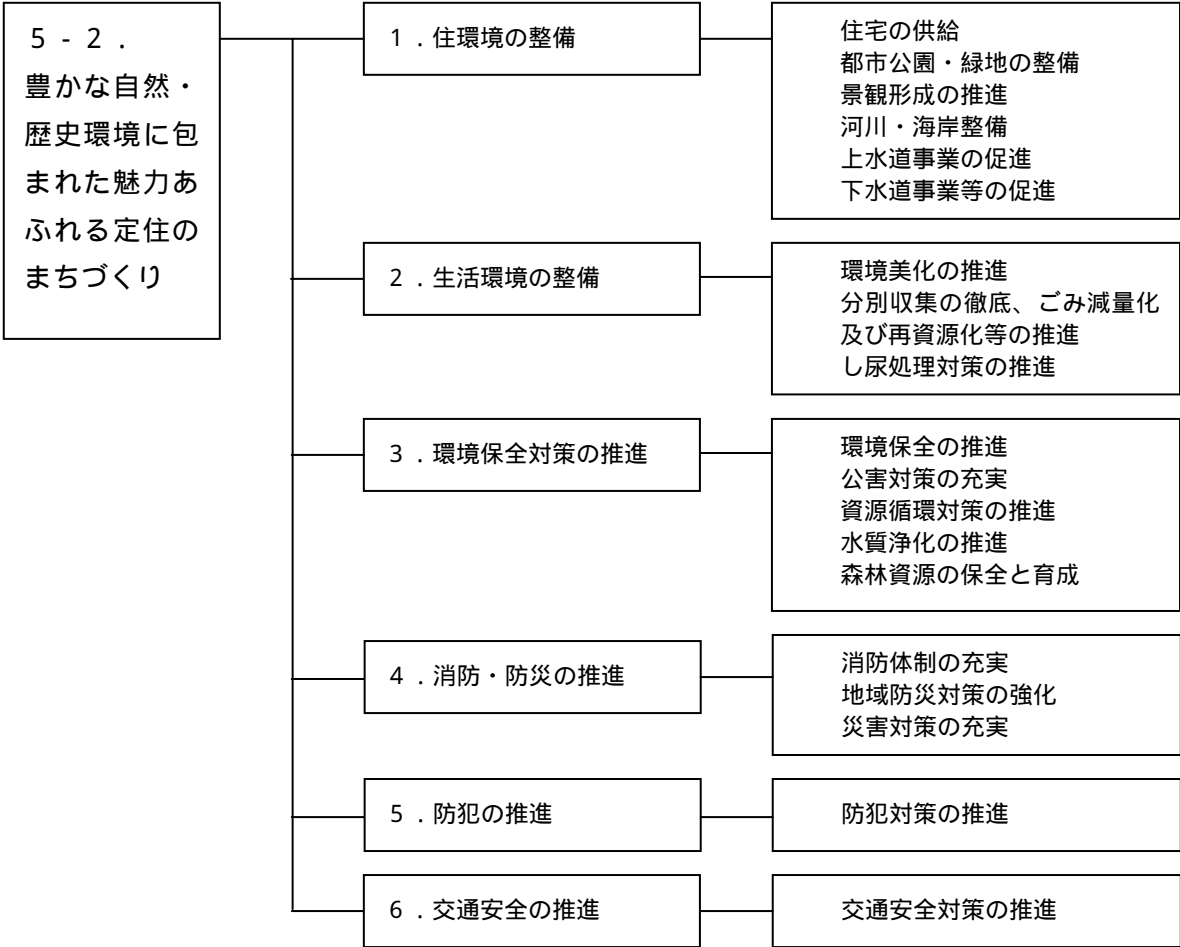
<sup>10</sup> 都市軸：道路や鉄道等を背景として、従来及び将来にわたって都市活動が発展する中心的な地域及び周辺都市との連携の方向を線的なイメージとして表現したものです。

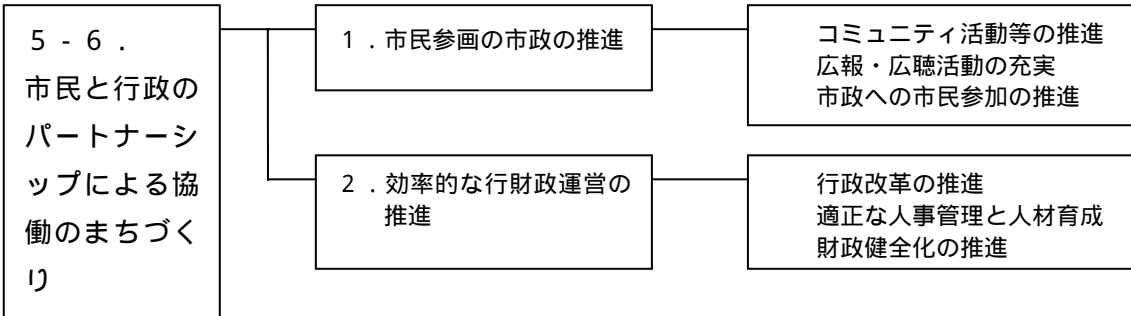
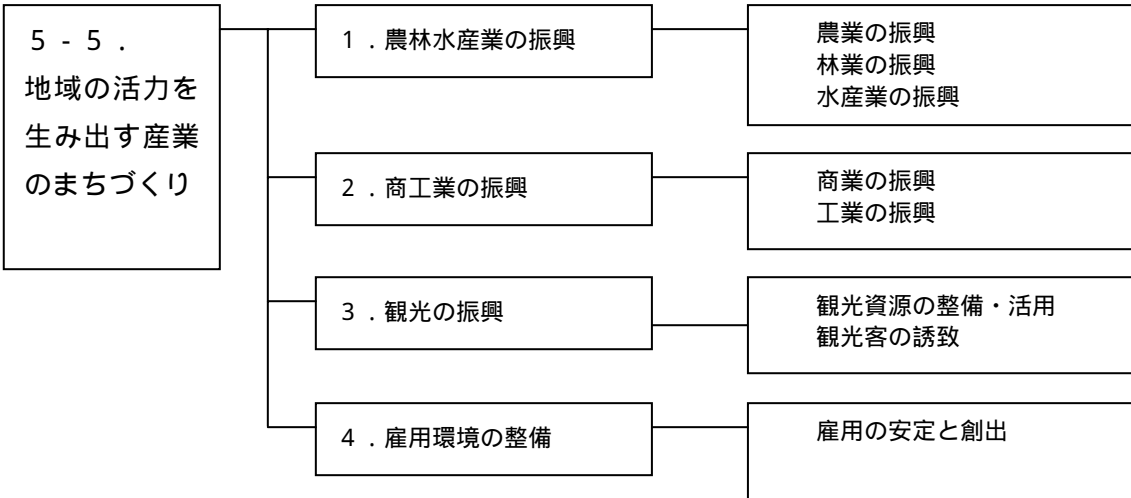
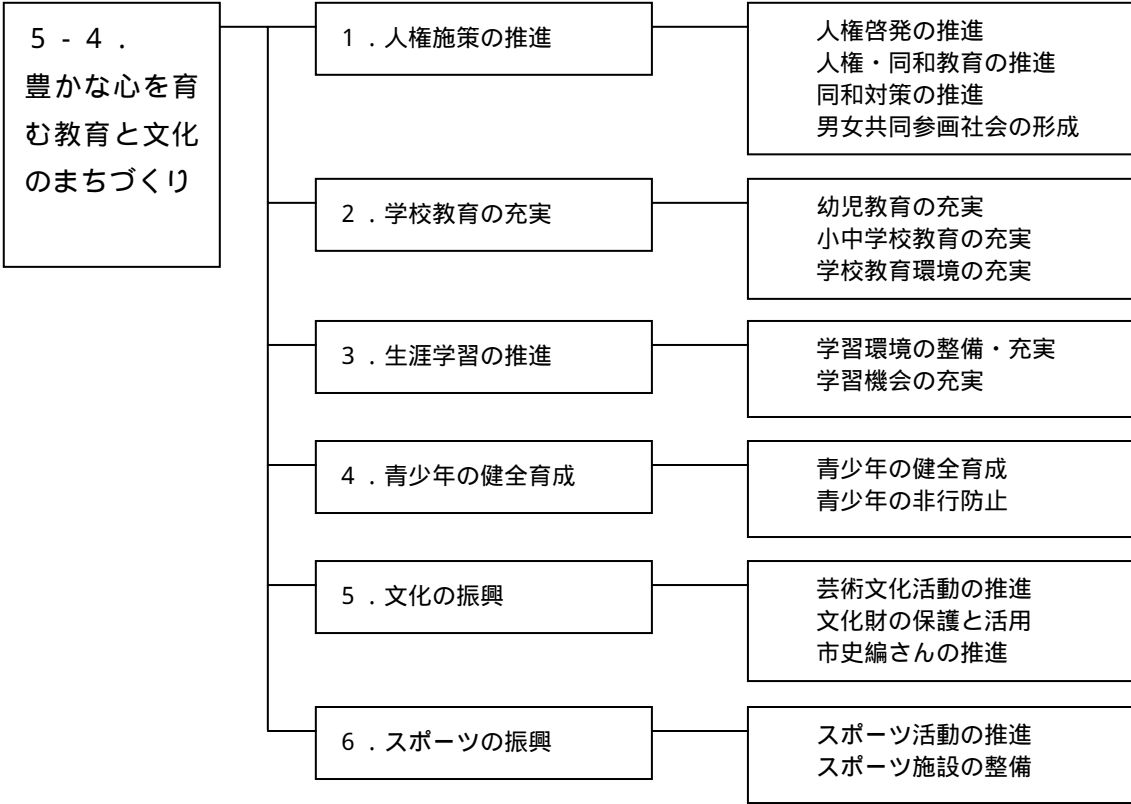
## 第5章 新市の主要施策（事業）

### まちづくりの基本目標と施策の体系

「交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市<sup>まち</sup>」を新市の将来像とし、新たな文化の発信拠点<sup>みなもと</sup>をめざしていくためには、6つの基本目標のもとに施策を推進していくことが必要です。







## 重点プロジェクト - (仮称) 伯耆の国よなご文化創造計画 -

新市の歴史・文化を踏まえた個性あるプロジェクトを重点的に掲げ、市民、行政が一体となって取り組むことは、新市の創造性と活力を一層高めていくことにつながります。そこで、「伯耆の国よなご歴史・文化ネットワーク」をテーマに、新市の文化の拠点施設をネットワーク化し、有機的な連携を構築するプロジェクトに取り組みます。

その前提として、市民の生涯学習の拠点である図書館の増築と機能の整備充実、美術館の展示・収蔵の拡充と研究機能の向上、山陰歴史館の耐震強化を含めた保存修理と博物館機能の充実を図るとともに、史跡上淀廃寺跡、史跡向山古墳群を含む一体を伯耆古代の丘として整備し、新市の文化創造をイメージするシンボルとして整備します。

### 伯耆の国よなご歴史・文化ネットワークの構築

本プロジェクトは、山陰歴史館、米子市美術館、米子市立図書館、淀江町歴史民俗資料館、福市考古資料館、米子市埋蔵文化財収蔵センターの収蔵資料・史料をデジタル画像や映像の形で記録し、その情報をデータベース化して保存し、ネットワークで共有して、随時閲覧、情報発信、公開できるようにすることで、市民や来訪者、研究者等の多様なニーズに応えていきます。

#### 展示・学習のネットワーク

上記の施設や遺跡・史跡の解説など展示内容を体系化、ネットワーク化し、よりわかりやすく紹介することで、野外学習の場としての利用にも対応できるようにします。

#### 歴史探訪のネットワーク

史跡めぐりや歴史探訪を通じて、大山山麓の豊かな自然と米子の風土を来訪者に体験できる場として提供します。

#### 調査研究のネットワーク

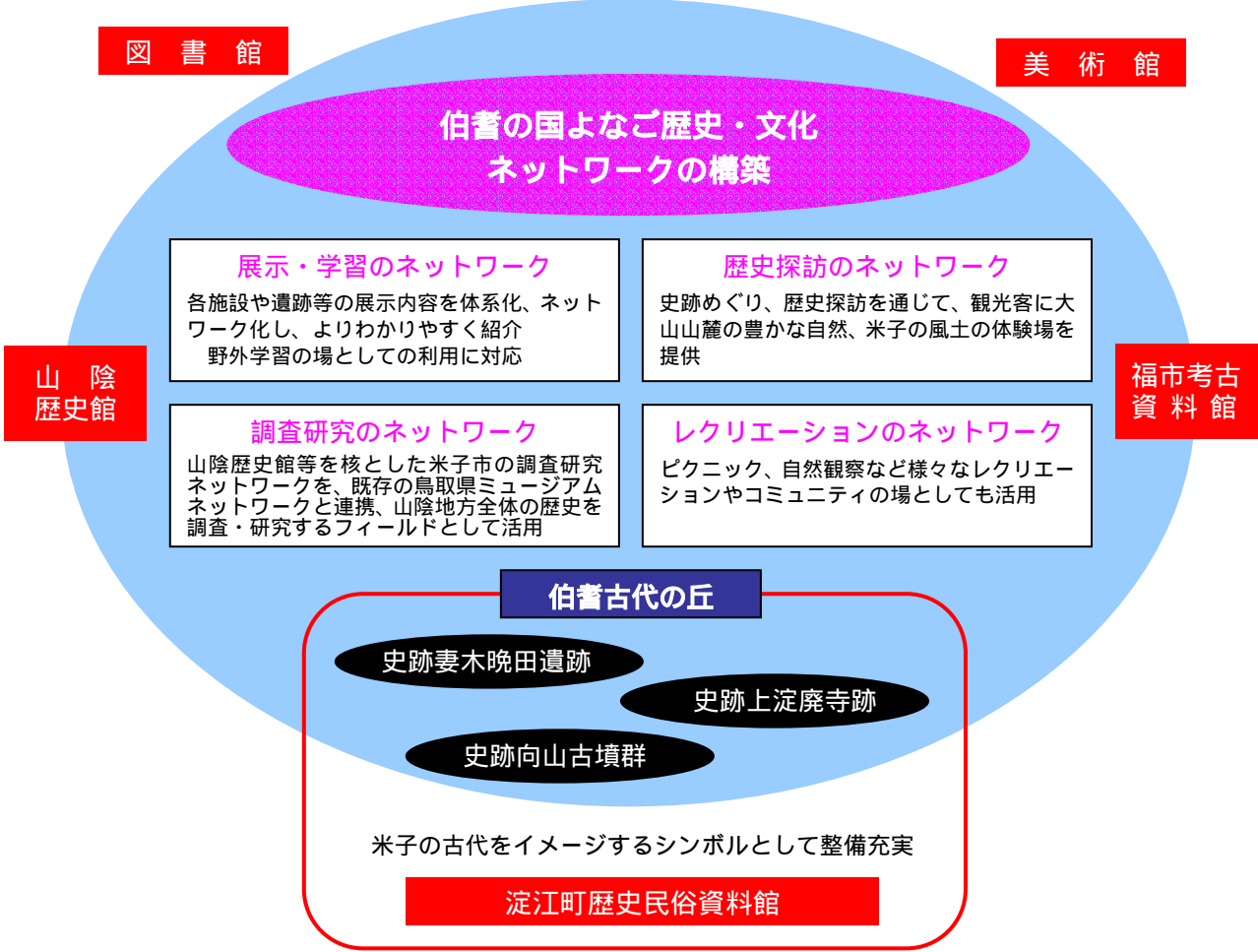
山陰歴史館、米子市埋蔵文化財収蔵センターを核とした米子市の調査研究ネットワークを、既存の鳥取県ミュージアムネットワークと連携し、山陰地方全体の歴史を調査研究するフィールドとして活用します。また他地域との情報交換などのネットワークにも積極的に参加します。

#### レクリエーションのネットワーク

ピクニックや自然観察など様々なレクリエーションやコミュニティの場としても活用します。

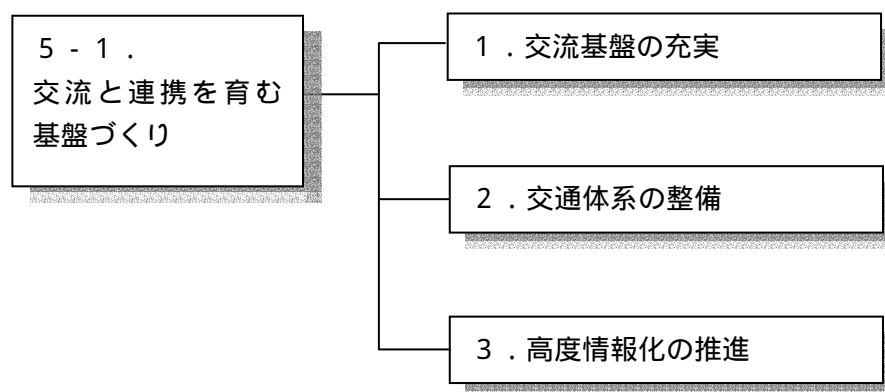


(仮称) 伯耆の国よなご文化創造計画イメージ図



## 5 - 1 交流と連携を育む基盤づくり

新市としての一体的な都市の形成を図るとともに、西日本の中核都市として、また国際的な都市にふさわしい機能を備えるなど、国内外の交流拠点としての機能を充実します。交流と連携を推進するために、また活力ある都市の営みを支えていくため、総合的な交通体系の整備及び高度情報化の推進を図ります。



### 1 . 交流基盤の充実

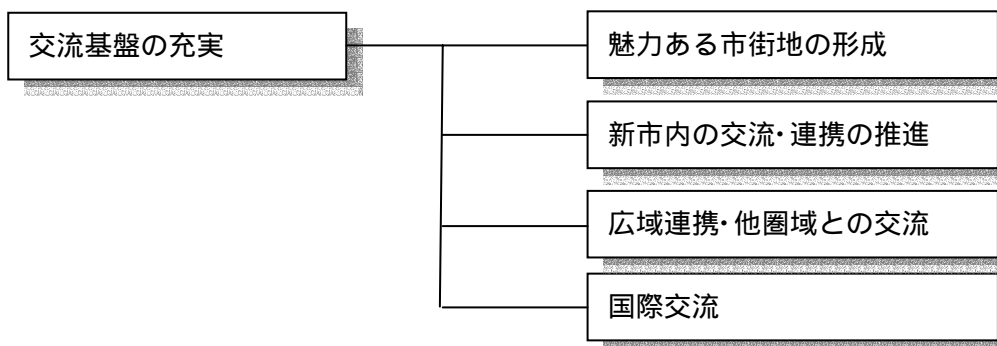
#### 施策の基本方針

近代的な都市としての快適な機能と良好な空間を備えた市街地の整備を推進するとともに、新市としての一体感を形成するために、市民の相互理解と連帯感の醸成につながる取組みを推進します。地域と地域がさまざまな面で交流と連携を深め、多様な地域特性を持った新たな交流圏を形成できるよう、日本海国土軸<sup>11</sup>と西日本中央連携軸<sup>12</sup>の形成を推進します。さらに、市民参加による諸外国、諸都市との交流を促進するとともに、国際交流の基盤づくりを推進します。

<sup>11</sup> 日本海国土軸：太平洋ベルト地帯を形成するいわゆる第一国土軸に対し、北海道から日本海沿岸を経て九州北部に至る日本海側に、新たな国土の主軸を形成しようとするもので、高速交通・通信体系等の国土基盤を整備することなどにより、社会、経済、生活、文化等の諸機能を有機的に連結しようとするもの。

<sup>12</sup> 西日本中央連携軸：鳥取県、島根県、岡山県、香川県、徳島県、高知県の6県が連携して、高速交通・通信体系を整備し、産業、生活、文化、研究等の分野における人・物・情報の高密な交流・連携を図ることにより、アジア・太平洋地域を中心とした広域交流圏づくりの基盤となる地域連携軸を形成しようとするもの。

## 基本計画



### 魅力ある市街地の形成

米子駅周辺においては山陰地方の玄関としてふさわしい都市機能の集積と優れた都市環境の創出を推進します。また、既成市街地における都市機能の増進と新市街地における秩序ある都市化を推進します。

### 新市内の交流・連携の推進

新市の地域間で、それぞれの伝統的な行事において相互に参加交流を図るとともに、地域が一体となった新しいイベントを検討し、実施を図ります。

### 広域連携・他圏域との交流

日本海国土軸の形成を推進するとともに、地域連携軸としての西日本中央連携軸の取組みを推進します。これまで築いた地域間交流連携をさまざまな分野で深めていきます。

### 国際交流

諸外国の友好都市・姉妹都市との相互理解を推進するとともに、市民参加による交流を促進します。国際化についての市民意識の高揚を図るとともに、国際社会に対応できる「ひとづくり」を推進し、国際交流ボランティアの育成を図ります。市民と在住外国人との交流の場づくりを促進するとともに、外国人にわかりやすいまちづくりの推進を図ります。

## 主要事業

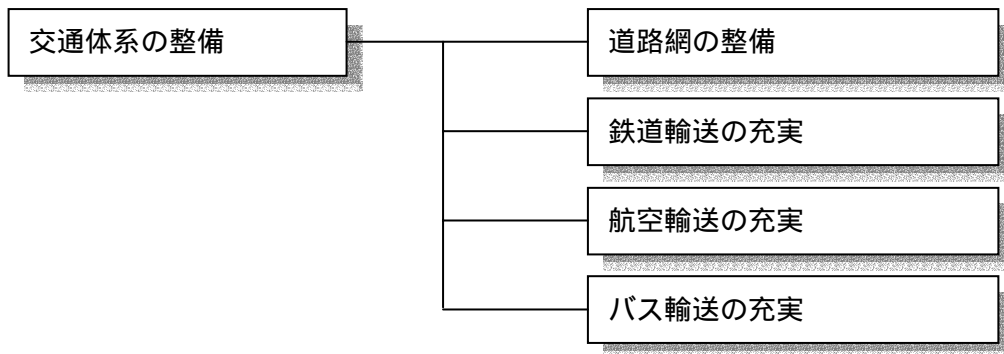
事業名	事業主体	事業概要
土地区画整理事業	市・組合	米子駅周辺地区の整備、西原白浜地区(組合)ほか
地域内交流事業の推進	市	地域が一体感を醸成するイベントの検討や各種団体活動の一体化
地域連携の推進	市	鳥取県西部地域振興協議会、中海圏域4市連絡協議会、西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会等の活動を通じて地域連携を推進する。
国際交流推進事業	市	韓国束草市、江原道高城郡、中国保定市など、姉妹都市並びに友好都市を中心に諸外国との経済、教育、文化、スポーツ交流を進める。
国際理解推進事業	市	国際理解を推進するために、国際交流員、外国語指導助手招致や小学校英語活動、青少年海外派遣等を行う。

## 2 . 交通体系の整備

### 施策の基本方針

人・物・情報の活発な交流を図るため、高速道路網の整備、鉄道的高速化、米子空港の機能強化など高速交通ネットワークの形成を推進するとともに、安全で快適な市民生活の基盤となる幹線道路や生活道路網の整備、公共交通機関の充実を図り、総合的な交通体系の整備に努めます。

### 基本計画



#### 道路網の整備

高速自動車の整備・充実を図るとともに、国・県道の整備を促進し広域幹線道路の充実を図ります。また、市街地を中心に安全かつ快適な交通の確保と防災の機能を併せ持つ都市計画道路の整備を進めるとともに、国・県道の整備に合わせて有効に機能する交通網となり周辺地域との交流の基盤となる幹線市道の整備を進めます。市民生活に密着した生活道路の整備および橋りょうの整備を図ります。また、両市町の特徴的な要素である宿泊拠点と観光・歴史資源を有機的にネットワークしていく幹線道路網の検討をはじめます。

#### 鉄道輸送の充実

山陰新幹線の早期整備に向けた取組みとともに在来線の高速度・利便性の向上を図ります。

#### 航空輸送の充実

環日本海交流の拠点空港として、今後の国際化や航空機の大型化へ対応していくため、米子空港の滑走路延長計画を推進するとともに、利用促進を図ります。また空港周辺環境整備を図ります。

## バス輸送の充実

市民生活の利便性向上のために必要なバス路線の確保を図るとともに、高齢者や障害者等の利用を容易にするための環境整備・充実を図ります。

### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
高規格幹線道路の整備	国	山陰自動車道建設促進 中国横断自動車道岡山米子線・山陰自動車道（米子道路・淀江道路）4車線化の早期実現
国道、主要地方道及び一般県道整備事業	国	一般国道9号（今津～佐陀）
	県	一般国道181号岸本バイパス整備（岸本町吉定～米子市諏訪）、一般県道米子岸本線、一般県道米子環状線、一般県道赤松淀江線、一般県道皆生車尾線、一般県道皆生西原線、主要地方道米子境港線ほか
都市計画道路整備	県	米子駅陰田線、車尾大谷町線ほか
	市	皆生温泉環状線、淀江環状線ほか
市道整備事業	市	西原佐陀線、日原加茂川石井線、市道上和田東線外1、市道葭津28号線、亀甲海岸通線、淀江中西尾線、稻吉福頼線、中間小波上線ほか
橋梁整備事業	県	福頼市山伯耆大山(T)線ほか
	市	日野橋補強事業ほか
米子空港の利便性向上	国・市	滑走路延長計画の推進、（仮称）工芸伝承館建設
	民間	主要路線の増便、機材の大型化
JR山陰本線、JR伯備線の機能充実	民間	フリーゲージトレン導入の促進、路線改良の促進、複線・電化区間の延長
JR境線の利用促進	民間	米子空港付近への新駅設置
生活路線バスの充実	市・民間	生活に必要なバス路線の確保、既存路線の利用促進、低床バスの導入促進

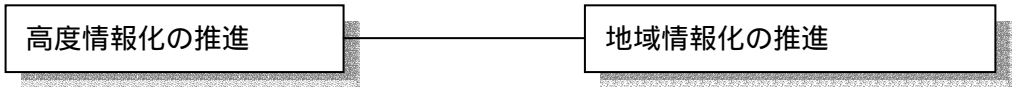


### 3 . 高度情報化の推進

#### 施策の基本方針

本格的な情報ネットワーク社会の進展に的確に対応し、ITを活用した事務の効率化と行政サービスの提供、情報通信格差の是正、情報通信基盤の整備・充実を図り、地域における高度情報化の推進に努めます。

#### 基本計画



##### 地域情報化の推進

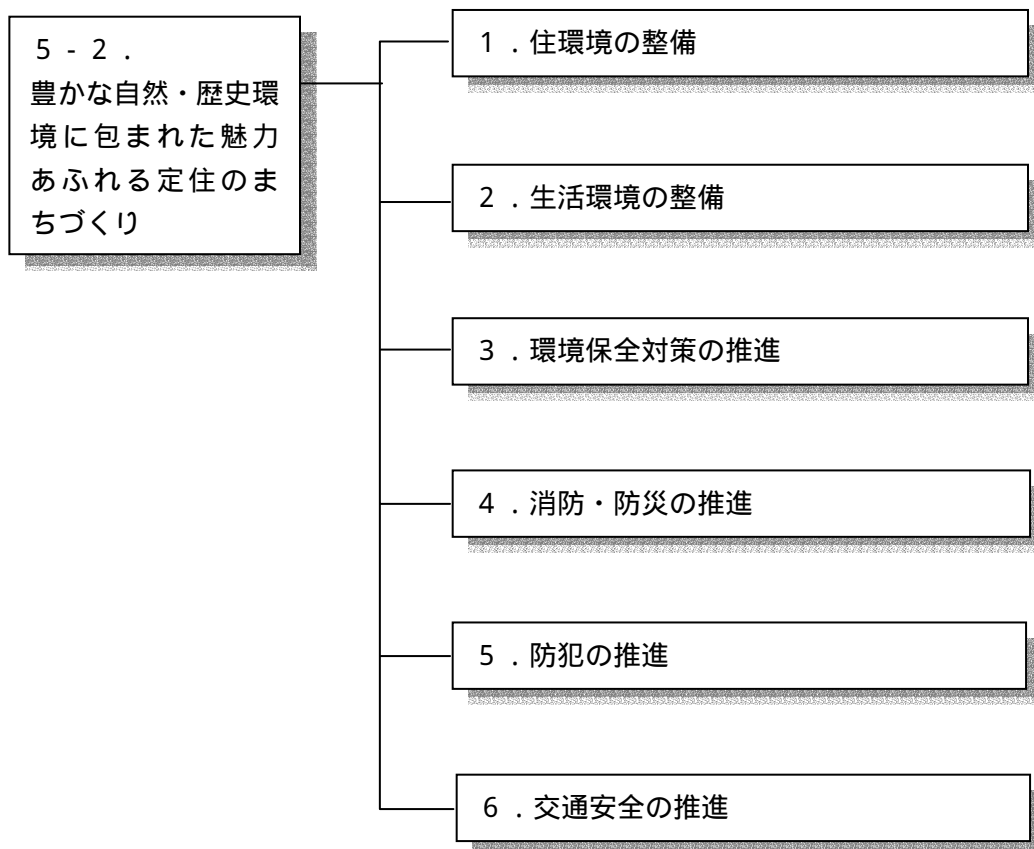
ITを活用した行政事務の効率化と行政サービスの質的向上を図ります。また、市民の情報ネットワーク利用を促進するとともに、地域における情報通信格差の是正を図ります。

#### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
ケーブルテレビ整備事業	市	新市においてテレトピア計画の見直しにより淀江町地域を編入し、CATVを整備する。
電算システム整備統合事業	市	米子市及び淀江町における情報処理システムの整備統合事業

## 5 - 2 豊かな自然・歴史環境に包まれた魅力あふれる定住のまちづくり

恵まれた自然環境の保全に努め、快適な居住環境の創出、良質な飲料水の供給、災害に強いまち・犯罪のないまちづくりの推進、交通安全の確保、を図ることにより、誰もが住みよいまちづくりを進めます。

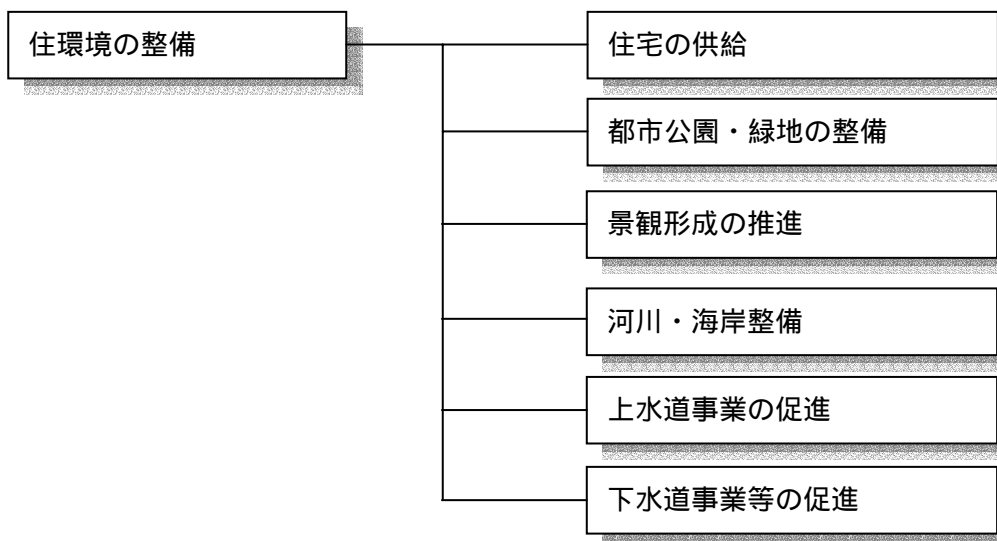


### 1 . 住環境の整備

#### 施策の基本方針

良好な住環境の実現に向け、都市の緑化や防災に有効な公園・緑地の整備を実施するとともに自然や歴史を保全活用する魅力ある都市景観づくりを推進します。さらに安全で安定した水を供給するため、水道施設の整備に努めるほか、地域の実情に応じた下水道整備や公営住宅の整備などに取り組みます。

## 基本計画



### 住宅の供給

市営住宅の建て替えを推進し、良質な公営住宅の供給を促進します。民間等の宅地開発に適切に対応しながら、良好な住環境の整備を図ります。

### 都市公園・緑地の整備

市民が安心して快適に過ごすことのできる都市空間を形成するため、都市公園等の整備を推進します。

### 景観形成の推進

うるおいのある緑豊かな美しい都市景観の創出を図るとともに、景観形成重点地区等における景観整備を図ります。

### 河川・海岸整備

治水・利水はもとより、水質や生態系などの河川環境の保全に配慮しながら親水性のある河川や海岸の整備を推進します。

### 上水道事業の促進

水の有効利用を図るとともに水質の確保を図ります。震災対策を推進し、管路の強化を図ります。水源の確保により、水の安定供給を図ります。

### 下水道事業等の促進

下水道の計画的な整備を推進し普及率を高め、水洗化率の向上を図るとともに、汚泥の減量化と再資源化、高度処理水の有効利用等を推進します。公共下水道事業の未整備区域及び農業集落排水事業の計画区域外では、合併処理浄化槽を普及促進します。

## 主要事業

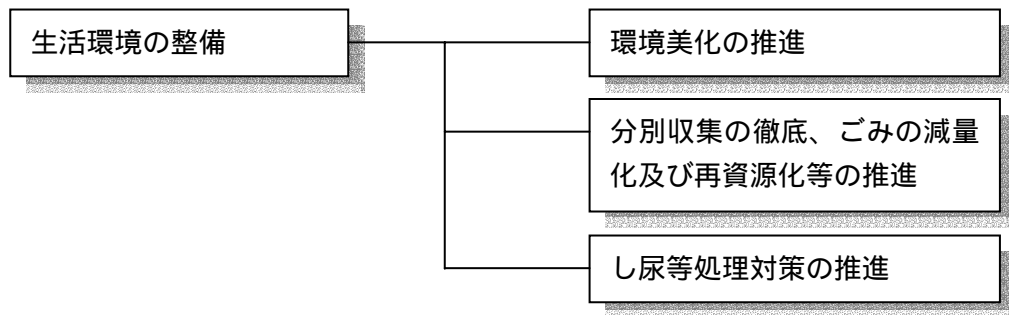
事業名	事業主体	事業概要
市営住宅建替事業	市	大垣団地、白浜団地、五千石団地
公園整備事業	市	街区公園等整備、弓ヶ浜公園、東山公園、田井の沼名水公園ほか
旧加茂川・寺町周辺地区街なみ環境整備事業	市	小規模公園・道路の美装化・案内板・照明灯の整備
河川改修事業	県	加茂川（米子市石井ほか）、大川（米子市福市～諏訪）
	市	堀川
地域用水機能増進事業及び地域用水環境整備事業	箕蚊屋土地改良区	箕蚊屋地区
上水道施設整備事業	市	施設の耐震化、老朽管の更新、配水施設の整備、各水源地の施設更新など
下水道の整備	市	公共下水道の整備
		農業集落排水の整備
		合併処理浄化槽の設置促進

## 2. 生活環境の整備

### 施策の基本方針

市民の環境美化意識の高揚や環境美化団体の育成、ごみの減量化・再資源化、し尿の効率的な収集体制の確立を図るとともに、産業廃棄物の事業者責任による減量化・適正処理を図るなど、清潔で快適な生活環境づくりに努めます。

### 基本計画



#### 環境美化の推進

清潔で快適な都市づくりのため、環境美化活動への市民参加を促進するとともに公共施設の美化活動の促進を図ります。

#### 分別収集の徹底、ごみの減量化及び再資源化等の推進

循環型社会の形成の推進及び廃棄物の排出抑制等を基本として、分別収集の徹底、ごみの減量化、再資源化の促進を図ります。

産業廃棄物の減量化・再資源化・再利用及び適正な処理の促進を図ります。

#### し尿等処理対策の推進

し尿等の効率的な収集体制の確立を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ります。

### 主要事業

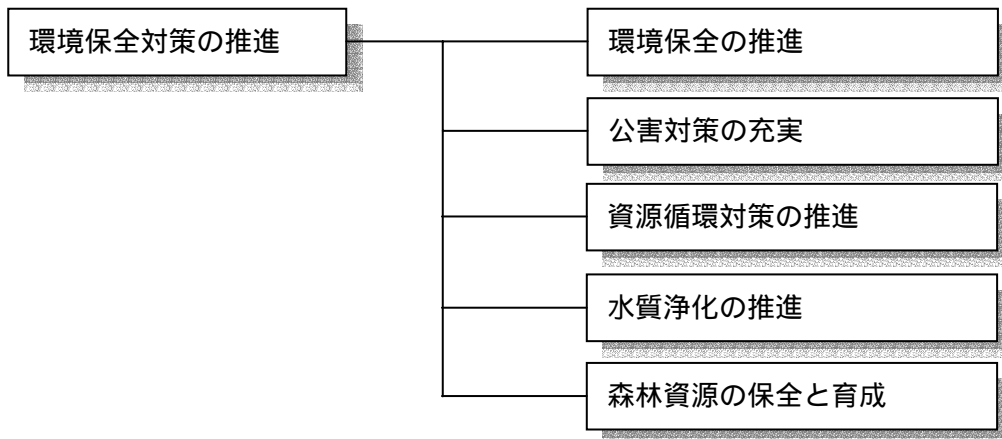
事業名	事業主体	事業概要
旧清掃工場解体事業	市	旧米子市清掃工場及び旧淀江町クリーンセンターを解体撤去し、跡地の有効利用
ごみの減量化・リサイクル推進事業	市	分別排出を徹底し、ごみの減量化・リサイクルの推進を図る。

### 3 . 環境保全対策の推進

#### 施策の基本方針

人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継ぐこととします。市民事業者、行政が一体となって環境にやさしいまちづくりを推進することができるよう、環境学習・教育の推進、資源やエネルギーを有効活用する資源循環型社会の構築に向けた知識の普及啓発を図るとともに、公害発生未然防止や公害苦情への迅速かつ適切な対応や森林資源の保全と育成を推進するなど、総合的な環境保全対策に努めます。

#### 基本計画



#### 環境保全の推進

環境施策を総合的・計画的に推進し、市民、事業者等の環境に対する意識の高揚を図るとともに、市民、事業者等の活動促進を図ります。

#### 公害対策の充実

市民の健康と生活を守るため、公害発生未然防止とともに、公害苦情への迅速かつ適切な対応を図ります。

#### 資源循環対策の推進

廃棄物の減量化やリサイクルにより環境への負荷が低減されるような循環型社会の構築に向けた取組みの推進を図ります。

#### 水質浄化の推進

公共用水域の水質浄化に資するために、水質汚濁防止に向けた観測体制の充実、地域ぐるみの水質浄化・保全活動の推進を図ります。

### 森林資源の保全と育成

市行造林の保育事業の推進を図るとともに、松くい虫被害地の樹種転換を図ることにより、森林の持つ保健休養機能、自然保護機能、自然災害防止機能などの多面的機能を再生し、健全な森づくりを推進します。

### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
ISO 認証取得事業	市	ISO 14001の認証取得により自主的な環境保全に取り組みます。
居住環境保全事業	市	生活排水による汚濁防止及び啓発。
環境学習促進事業	市	環境啓発を図る、エコクラブ等への支援
市行造林保育事業	市	日野川水系上流地域

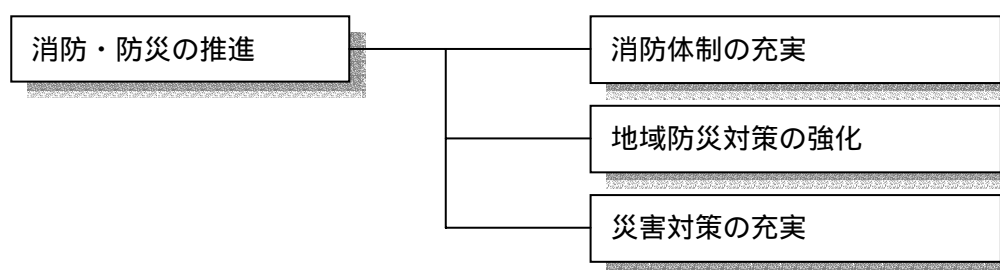


## 4 . 消防・防災の推進

### 施策の基本方針

市民の生命と財産を守り、生活の安全を確保するため、消防救急体制の充実、自主防災組織の拡充、情報伝達網の整備、防災拠点の確立、防災計画に基づく防災体制の充実などを推進し、市民がいつも安心して生活できる災害に強い地域社会づくりに努めます。

### 基本計画



#### 消防体制の充実

新市におけるあらゆる災害に対応していくために、消防力の近代化を図り、常備消防と消防団の連携による総合消防力の向上を図ります。また、消防水利を充実します。

#### 地域防災対策の強化

災害に強い地域社会づくりに向け、防災活動を総合的・計画的に推進します。災害時には自分の生命は自分で守るという市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等の育成強化を図ります。災害発生時における広域連携のため、県及び他市町村との連絡・協力体制の強化を図ります。また、地域防災拠点の整備を図ります。

#### 災害対策の充実

地震災害や風水災害に係る防災活動の総合的・計画的な推進を図るとともに、市民への的確な情報提供を図り、また避難所等の整備を図ります。災害の危険のある地域の把握と住民への情報提供を図ります。危険箇所については国土保全事業を促進します。

## 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
防災体制の整備	市	消火栓整備、米子消防署改築、消防ポンプ自動車更新、防災無線システム統合、耐震性貯水槽整備など
地域防災対策事業	市	避難所等耐震調査
	県	地域衛星通信ネットワーク整備固定局等整備(実施設計、可搬局整備、固定局等整備)
治山治水事業	県	単県急傾斜地崩壊対策、予防治山、環境防災林整備 加茂川(米子市石井ほか)、大川(米子市福市～諏訪)など

## 5 . 防犯の推進

### 施策の基本方針

市民一人ひとりの防犯意識や地域の連帯意識を高めながら、関係機関と連携し、地域における防犯対策を充実・強化することにより、犯罪のない地域社会づくりに努めます。

### 基本計画

防犯の推進

防犯対策の推進

#### 防犯対策の推進

犯罪の発生を未然に防ぐため、防犯意識の高揚を図り、防犯施設の整備を図るとともに、暴力追放を推進することにより、地域住民が安心して生活できる環境づくりを推進します。

### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
防犯対策の充実・強化	市	防犯活動の推進、防犯体制の強化

## 6 . 交通安全の推進

### 施策の基本方針

人命の尊重を基本理念としながら、幼児から高齢者まで、各年齢階層に応じた交通安全教育を推進するとともに、関係機関等と連携した交通安全運動の展開、交通安全施設の整備など、総合的な交通安全対策を推進し、交通弱者はもとより、すべての生活者に安全な交通環境づくりに努めます。

### 基本計画

交通安全の推進

交通安全対策の推進

#### 交通安全対策の推進

交通安全の確保のため、総合的・計画的かつ広域的な交通安全対策を推進するとともに、交通安全教育と啓発活動の推進を図ります。安全かつ円滑な交通を確保するため、道路網と交通安全施設の整備を図ります。

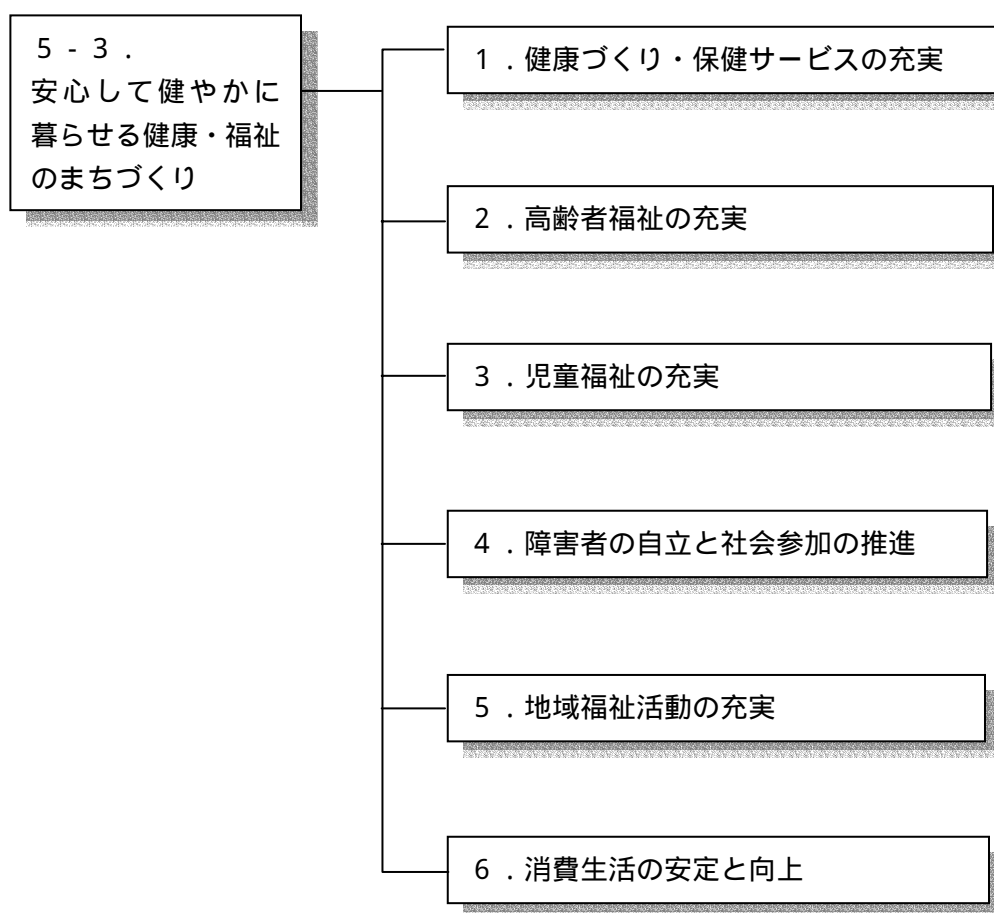
### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
歩道・側道設置事業	市・県	尾高福万線、福生南1号線、主要地方道淀江岸本線、国道431号側道整備
交通安全施設の整備	市・県	交通信号機、カーブミラー、防護柵、街路照明、横断歩道等の整備

## 5 - 3 安心して健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり

---

本市の特色である医療の充実した都市であることを十分に活用しながら、保健・医療・福祉の相互の連携を図り、乳幼児から高齢者までの全ての人々が、安心して心身ともに健康で生き生きと充実した生活ができるような、健康長寿のまちづくりを目指します。

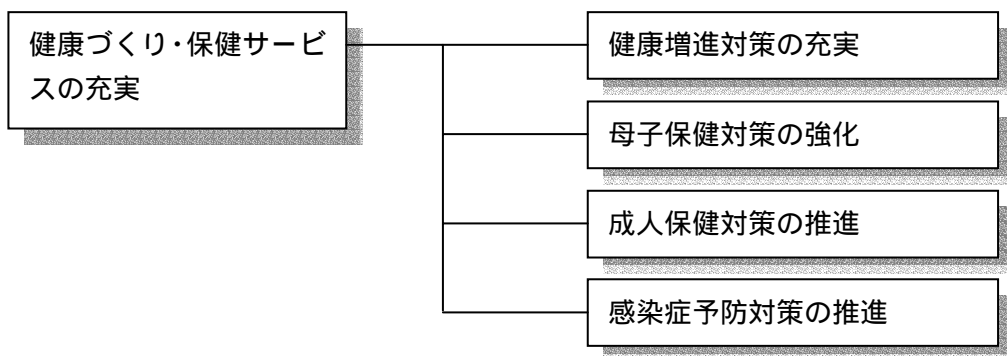


## 1. 健康づくり・保健サービスの充実

### 施策の基本方針

市民自らの健康管理をサポートするため、保健、福祉、医療の緊密な連携の下に、多様化する市民ニーズに対応した健康診査、健康教育、健康相談などの各種保健事業、各地区の保健推進員等によるきめ細かい地域活動、健康づくりに関する情報の提供等を推進し、市民の健康づくり施策の充実に努めます。

### 基本計画



#### 健康増進対策の充実

「自分の健康は自分で守る」という意識の普及を図るとともに、多様化するニーズへの的確な対応を図ります。

#### 母子保健対策の強化

母子の健康と子どもの健全な発達を促すため、母子の総合的な保健対策の充実に努めます。

#### 成人保健対策の推進

生活習慣の改善を目指した疾病予防対策等の充実に努めます。

#### 感染症予防対策の推進

感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、予防接種、結核予防対策及び衛生活動の推進を図ります。

## 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
健康づくり事業	市	市民参加と協働により、健康まちづくり運動を推進する。
各種健診・健康相談・健康教育事業	市	各種健診の充実、健康相談・健康教育の推進
母子保健事業	市	妊婦・乳幼児健診、健康相談、健康教育

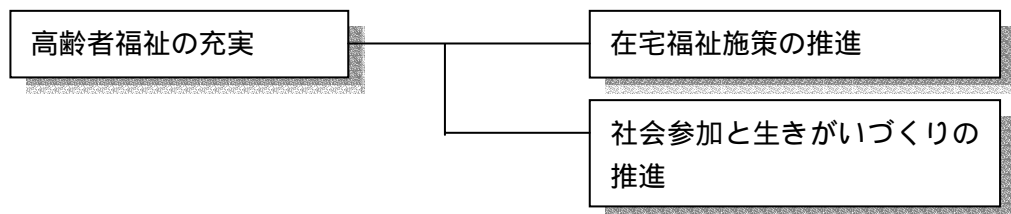


## 2 . 高齢者福祉の充実

### 施策の基本方針

高齢者自らの社会参加の取組みを支援する生きがい対策の推進、介護や支援が必要になっても安心して生活できるように地域全体で高齢者を支える体制づくり、在宅サービスと施設サービスの総合的な提供など、「いつでも、どこでも、だれでも、必要なサービスの提供」を受けることのできるような施策の推進を図り、明るい長寿社会の確立に努めます。

### 基本計画



#### 在宅福祉施策の推進

高齢者が介護を要する状態に陥ったり、その状態が悪化することがないように、介護予防施策や生活支援サービス等を充実します。高齢者を介護している家族に対しては、その負担の軽減を図ります。また、在宅介護の総合的な相談機関である在宅介護支援センター事業を充実します。痴呆性高齢者に対しては、生活支援を充実します。

#### 社会参加と生きがいの推進

高齢者が生涯にわたって生きがいを持って生活できるよう、高齢者の社会参加のための環境づくりを進めます。

### 主要事業

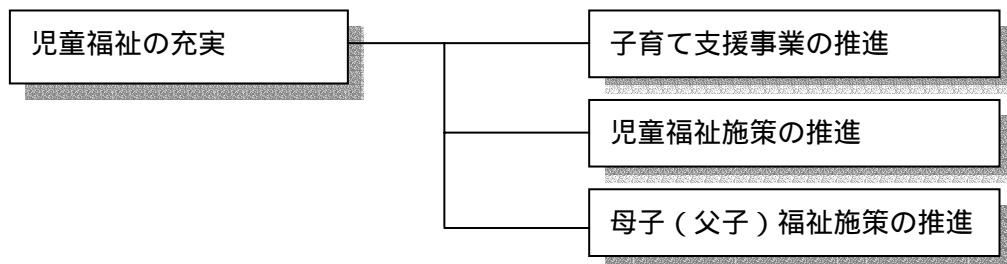
事業名	事業主体	事業概要
介護サービス提供と基盤整備	市	介護保険事業計画に基づき、介護サービスの適切な提供と基盤整備を推進する。
介護予防・生活支援事業	市	高齢者の在宅生活支援するため、介護保険制度対象外サービス及び介護保険「非該当」高齢者へのサービス実施
高齢者の社会参加の推進	市	老人クラブ等への支援、世代間交流事業推進、シルバー人材センター事業充実

### 3. 児童福祉の充実

#### 施策の基本方針

急速な少子化の進行に対応するため、出産や育児のための相談支援体制の整備や情報提供、多様化する保育ニーズへの対応、子どもの健全育成事業の拡充などを図るとともに、母子（父子）家庭の社会的・経済的自立への支援充実に努めます。

#### 基本計画



##### 子育て支援事業の推進

子どもを安心して産み育てることができる環境の整備を図ります。相談支援体制の充実と保育料の見直しによる子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

##### 児童福祉施策の推進

社会構造の変化に伴う多様な保育ニーズに対応するため、保育環境の整備・充実を図ります。家庭が主体的に子育てに関わり、地域や関係機関が連携をとりながら、子どもの健全育成事業の拡充を図ります。児童虐待の防止のための体制整備を図ります。

##### 母子(父子)福祉施策の推進

母子（父子）家庭の自立支援のための施策の推進を図るとともに、母子・父子・寡婦家庭の福祉の推進を図ります。

## 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
保育園耐震改築事業	市	耐震判定の結果、耐震改修が必要となる保育園の改築
放課後児童対策事業	市	放課後児童クラブ（なかよし学級）の整備
児童虐待防止ネットワーク事業	市	児童虐待の防止、早期発見、早期対応を円滑に実施するため、「児童虐待防止ネットワークよなご」の充実
地域子育て支援センター事業	市	育児相談指導、子育てサークルへの支援、情報提供
特別保育事業	市	乳児保育、延長保育、休日保育、病後児保育、障害児保育等の実施
第3子保育料軽減事業	市	子育てに伴う経済的負担を軽減するため、保育園及び幼稚園において第3子以降の保育料を減額

## 4. 障害者の自立と社会参加の推進

### 施策の基本方針

障害者が家庭や地域で安心して生活を営むことができ、様々な社会活動に自由に参加できるよう福祉、医療、教育、雇用等の幅広い分野にわたる施策の総合的・体系的な推進を図り、障害者の自立と社会参加の推進に努めます。

### 基本計画

障害者の自立と社会参加の推進

障害者（児）福祉の充実

#### 障害者（児）福祉の充実

障害者（児）の社会的な自立の促進を図るために、保健・福祉サービスの提供を通じて地域における生活支援を図るとともに、日常生活や社会参加に支障のないようなまちづくりを図ります。生活の質の向上の観点からは、生きがいのある生活を送るための条件を整備します。

### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
皆生小児療育センター改築事業	県	老朽化した皆生小児療育センターを県下及び西部圏域の障害児療育拠点施設として全面建替
各種サービス提供・基盤整備	市	支援費制度 <sup>13</sup> への移行に伴い、対象者が必要とするサービスを受けられるよう、サービスの向上と支援体制の充実を図る。
バリアフリーの推進	市	都市環境・住宅、交通などで障害者が暮らしやすく平等に社会参加できる生活環境の創出。 ノーマライゼーションの理念を普及するための意識啓発活動の実施。

<sup>13</sup> 支援費制度；行政の判断による「措置制度」にかわり、利用者本人が自分で利用するサービスを選び、直接サービス提供者と契約を結ぶ、障害者福祉サービスの利用方式のことで、平成15年から始まる、障害者施設の利用やホームヘルプなどの居宅介護が対象となる。

## 5 . 地域福祉活動の充実

### 施策の基本方針

地域の福祉活動への市民の主体的な参加を促進するとともに、それぞれの地域に根差した民間福祉活動を推進するため、社会福祉団体やボランティア等の育成と活動支援の充実に努めます。

### 基本計画

地域福祉活動の充実

地域福祉活動の充実

#### 地域福祉活動の充実

地域福祉に対する市民意識の高揚を図るとともに、各種団体やボランティア、NPO法人等地域福祉を支える各種団体・組織と連携し、地域の実情にあった体制を確立します。さらに、福祉サービスを必要とする人が、安心して質の高いサービスを受けられるよう各種情報提供の充実に図ります。

### 主要事業

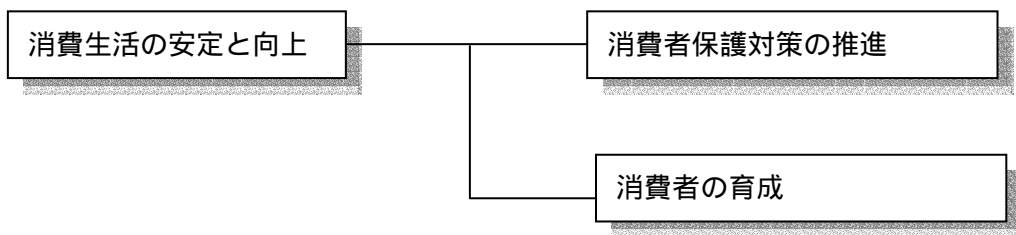
事業名	事業主体	事業概要
地域福祉推進事業	市	社会福祉協議会、自治会、NPO等と連携を深め福祉サービスを身近な地域で受けることができるように、体制整備。
ボランティアの育成支援	市	地域福祉のリーダーとなる人材の育成と支援。

## 6 . 消費生活の安定と向上

### 施策の基本方針

市民が合理的で健全な消費生活を営むことができるよう、消費者被害の救済に向けた相談活動の充実、適正な取引の推進、環境に配慮した商品の利用や省資源に関する知識の普及、自らの意思と確かな選択に基づいた消費活動ができる消費者の育成を図り、消費生活の安定と向上に努めます。

### 基本計画



#### 消費者保護対策の推進

消費者の生活を守るために、消費生活相談の充実・適正な取引環境の整備などにより、消費者被害の有効で迅速な救済を図ります。

#### 消費者の育成

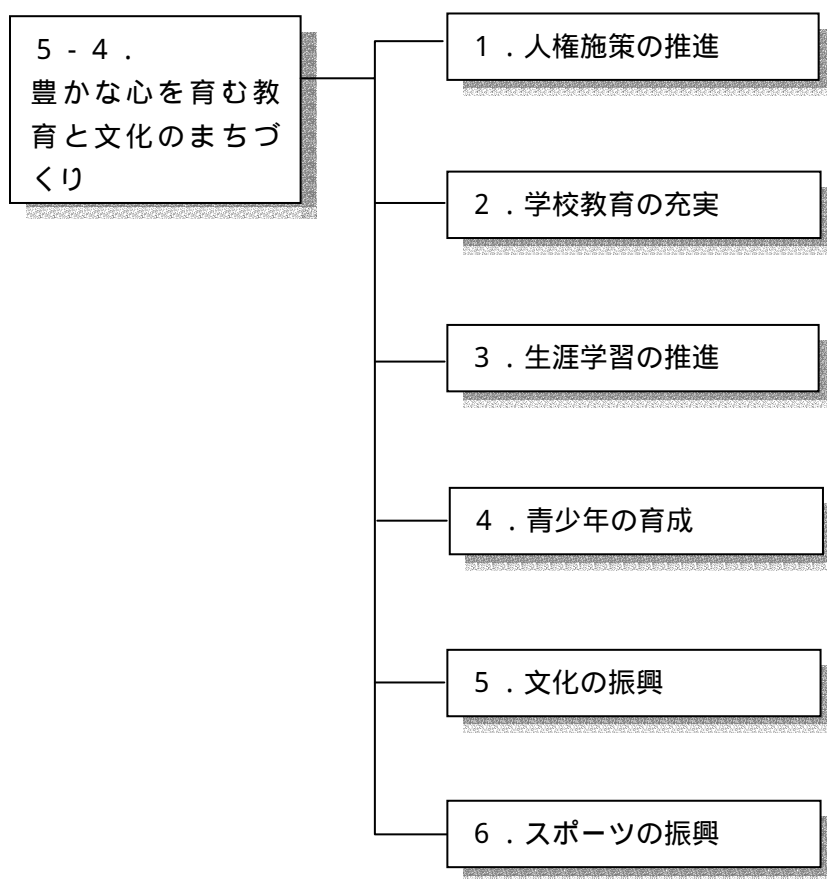
自らの合理的な判断に基づいて消費生活を営むことができる消費者の育成を図ります。また、資源循環型社会の構築のため、包装の適正化とリサイクル商品の積極的な利用を促進し、環境に配慮した商品選択に関する啓発を図ります。

### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
消費者被害の救済	市	消費生活相談の充実。
かしこい消費者の育成	市	消費者教育、消費者啓発の推進。 資源循環型社会の構築に向けた消費生活を促進。

## 5 - 4 豊かな心を育む教育と文化のまちづくり

個人の尊厳と尊重を基調としながら、人権啓発活動の推進、男女共同参画社会の形成、豊かな心を育む学校教育、人生をより豊かにする生涯学習活動や芸術文化・スポーツ活動の推進、健やかでたくましく自立した青少年の育成により、豊かな人間性と独自の文化を育んでいきます。



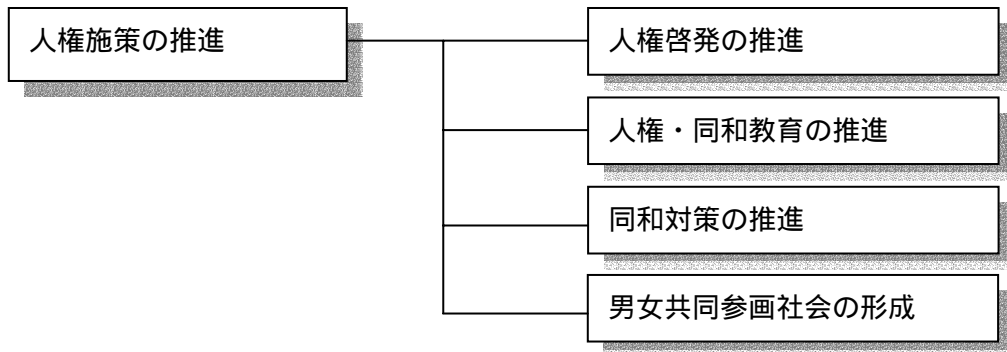
### 1 . 人権施策の推進

#### 施策の基本方針

人権施策については、同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、患者、外国籍者等に関する人権侵害の問題が、依然として解消されてはいません。そのため、だれもが自由で平等、そして幸せな生活を送ることができるよう、人権意識を育むとともに、差別や偏見などのない明るい住みよいまちの実現に努めます。



## 基本計画



### 人権啓発の推進

誰もが人権を尊重して生きる社会を目指し、人権意識の啓発と学習活動の充実を図ります。

### 人権・同和教育の推進

差別のない明るい社会の実現を目指して人権・同和教育の総合的な推進を図ります。

### 同和対策の推進

同和地区住民に関わる格差の解消に向けた取組みを推進します。

### 男女共同参画社会の形成

新市男女共同参画推進計画の策定により総合的・計画的に施策を推進します。男女共同参画意識の普及を図り、女性の地位向上を図るとともに、市の施策決定過程への女性参画を推進します。

## 主要事業

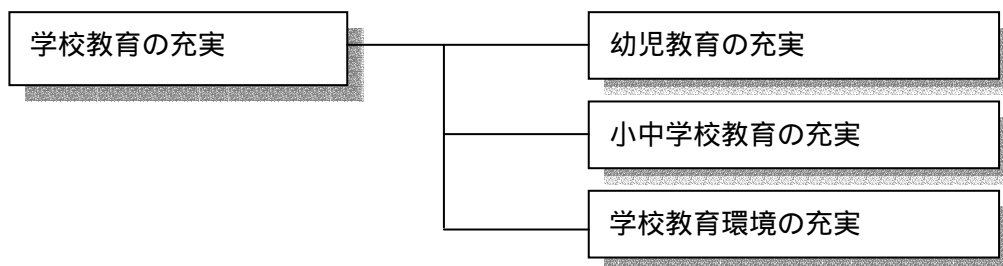
事業名	事業主体	事業概要
人権啓発推進事業	市	人権思想の普及・啓発事業の推進。 人権情報センターによる人権学習の相談支援。
人権・同和教育の推進	市	保育園、幼稚園、小・中・養護学校での一貫した人権・同和教育の推進、講演会、研修会等の開催、指導資料の作成等。
同和対策の推進	市	隣保館・地区会館事業、相談業務の推進、学習活動への支援、差別事象の適切な対応。
男女共同参画意識啓発事業	市	男女共同参画推進計画により意識啓発を進める。
政策方針決定過程への女性参画促進事業	市	審議会等への女性の登用推進。
男女共同参画センター事業	市	男女共同参画センターにおいて、学習講座等の開催、図書情報の収集提供・相談の実施、市民活動の支援等の事業展開。
ドメスティック・バイオレンス対策事業	市	相談の実施、関係機関との連携強化、民間シェルターへの支援等

## 2. 学校教育の充実

### 施策の基本方針

一人ひとりの個性を大切にしながら、豊かな人間性と社会への適応能力を養い、子どもたちが自ら学び、考え、行動することのできる資質や能力を社会全体で育むような教育の充実とそのための環境づくりに努めます。

### 基本計画



#### 幼児教育の充実

人間形成の基礎的な時期にあたる、幼稚園における教育の振興、家庭教育の充実を図ります。

#### 小中学校の教育の充実

特色ある学校づくりを推進するとともに、心の教育の充実、個性をいかす教育の充実を図ります。その他、国際理解教育や環境教育など時代の進展に応じた教育内容の充実を推進します。

#### 学校教育環境の充実

教室不足を解消するための校舎の増改築及び老朽施設の改修並びに耐震補強など、教育施設の整備・充実を図ります。また、情報教育への対応のため、学校内・学校間情報ネットワークの構築を図ります。

### 主要事業

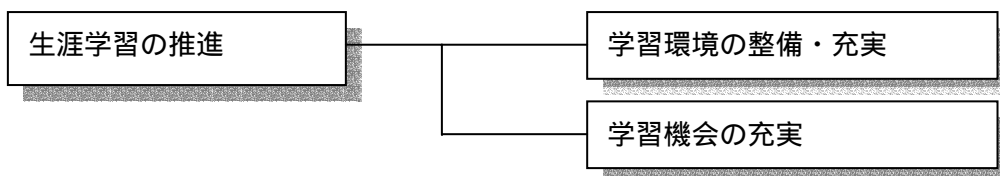
事業名	事業主体	事業概要
学校施設整備事業	市	老朽化した学校施設の建替え・修繕を計画的に実施
給食施設整備事業	市	給食調理場の整備

### 3. 生涯学習の推進

#### 施策の基本方針

指導者の育成や関係機関との連携体制の充実、関連施設の整備を図るとともに、多様化・高度化する学習ニーズに対応するための学習機会と学習情報の提供、学習相談などを拡充することにより、主体的に学びたいと思う市民の学習活動を支援する生涯学習推進体制の整備に努めます。

#### 基本計画



##### 学習環境の整備・充実

生涯学習社会の構築のため、生涯学習活動の推進・支援体制を整備し、生涯学習活動のための施設・設備を整備します。

##### 学習機会の充実

市民の学習ニーズに対応し、学習機会を充実するとともに、学習情報の提供、学習相談機能を充実します。

#### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
公民館等整備事業	市	空調設備改修、トイレ増改築、調理室改修等を年次的に実施
図書館等整備事業	市	市民の生涯学習の拠点である図書館の機能充実
市民セミナー事業	市	人生大学、タムタムスクール、よなごアカデミー、公民館大学、放送セミナーの開催

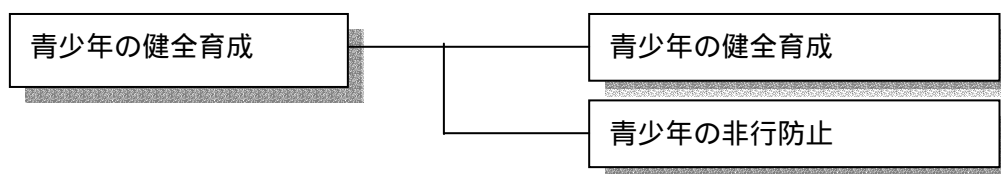
## 4. 青少年の育成

### 施策の基本方針

思いやりの心、豊かな人間性や社会性、自ら考え行動できる力を培っていくために、多様な体験活動の機会を充実し、青少年の健全育成団体や青少年育成ボランティアグループの活動を支援します。

青少年の非行防止を推進するために、地域ぐるみでの活動を推進していくとともに、関係団体の活動や地域活動が円滑にいくように連絡調整を図ります。

### 基本計画



#### 青少年の健全育成

青少年の活動の促進を図るため、指導者となる人材の確保と養成のための研修事業を実施します。青少年団体の育成・支援のため、青少年団体活動への支援、青少年の自主的な体験活動の促進を図ります。国際的視野を持つ青少年の育成のため、国際交流体験事業の拡充・支援を行います。

#### 青少年の非行防止

各地域の青少年健全育成関係者や関係機関と連携して非行防止を推進し、青少年を取り巻く地域環境の浄化活動の推進を図ります。

### 主要事業

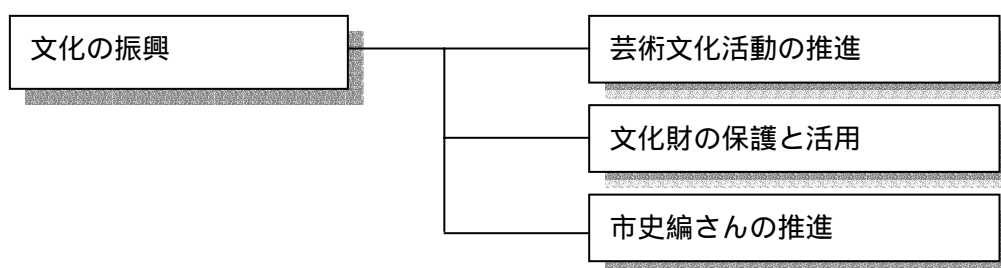
事業名	事業主体	事業概要
青少年健全育成事業	市	児童文化センター運営事業、ふるさとわんぱく体験事業、青少年団体育成、小中学生国際交流体験事業
青少年非行防止	市	少年育成センター運営事業、青少年育成米子市民会議活動支援

## 5 . 文化の振興

### 施策の基本方針

優れた芸術文化を鑑賞する機会の拡充、市民自らの芸術文化活動への支援、文化関連情報の収集・提供を推進するとともに、地域の歴史と文化を語り伝えるための文化財の保護・活用と市史の編さんに取り組むことにより、個性豊かな市民文化の振興に努めます。

### 基本計画



#### 芸術文化活動の推進

新市の芸術文化の向上のため、優れた芸術文化の鑑賞機会の提供を行い、市民が積極的に参加する芸術文化活動の活性化を図ります。これらの芸術文化に接する機会をふやすために、芸術文化に関する情報提供の充実を図ります。さらに芸術文化の一層の振興を図るために地域間の文化交流の推進を図ります。

#### 文化財の保護と活用

文化財の保護管理の充実と活用を図ります。これらの文化財が市民や来訪者に親しまれるよう普及活動の推進を図ります。さらに、埋蔵文化財の調査の推進と出土品の適切な保存活用を図ります。

#### 市史編さんの推進

資料の調査体制を充実しながら、新修米子市史の計画的な編さんと配本に努め、後世への優れた文化遺産とします。

## 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
文化施設整備事業	市	公会堂、文化ホール補修、山陰歴史館(有形文化財米子市役所旧館)保存整備、美術館整備
史跡整備事業	市	伯耆古代の丘整備、史跡福市遺跡再整備
芸術文化事業	市	文化施設における自主事業の推進

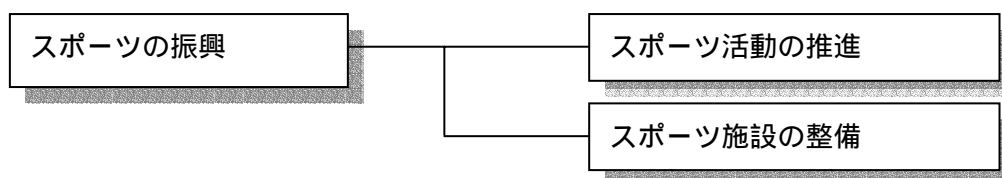


## 6 . スポーツの振興

### 施策の基本方針

市民がそれぞれの年齢と体力、興味に応じて、身近な生活の中でスポーツに親しめるよう、大会や教室等の機会の拡充、指導者の育成、関係団体の組織強化、施設整備等を図り、市民の生涯スポーツの推進に努めます。

### 基本計画



#### スポーツ活動の推進

生涯スポーツの振興を図り、すべての市民がスポーツを生活の一部に取り入れる「スポーツの生活化」を推進するため、市民のスポーツ意識の高揚を図ります。

#### スポーツ施設の整備

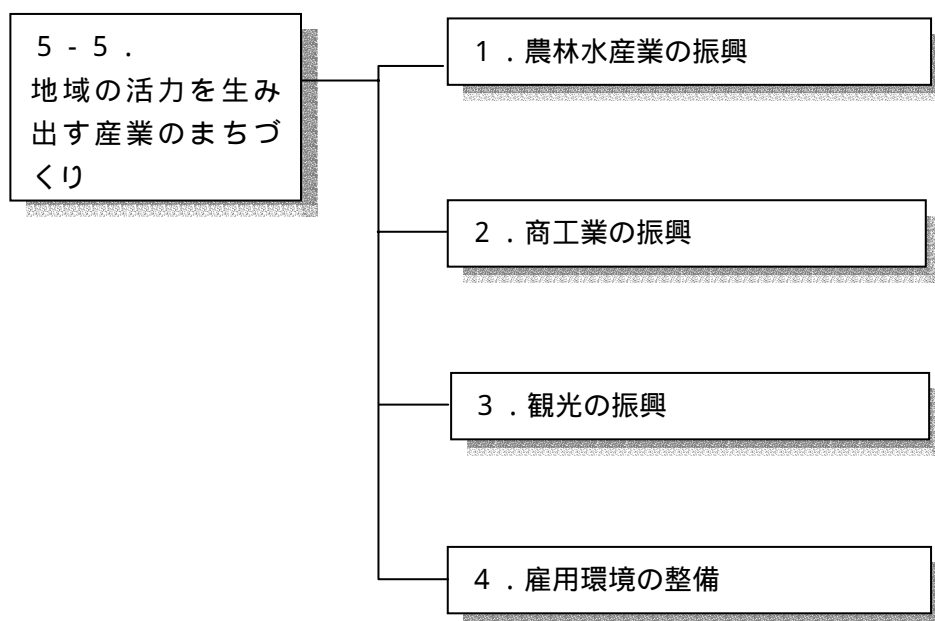
スポーツ施設の老朽化に対応し、また市民の多様なニーズに対応するため、スポーツ施設・設備の整備・充実を図ります。

### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
スポーツ施設整備事業	市	東山水泳場整備事業 錦海ボートコース整備事業

## 5 - 5 地域の活力を生み出す産業のまちづくり

高い競争力と効率性を発揮できるような産業基盤を確立し、魅力ある就業機会の提供、さらには地域経済の活性化と雇用環境の整備に努めます。



### 1 . 農林水産業の振興

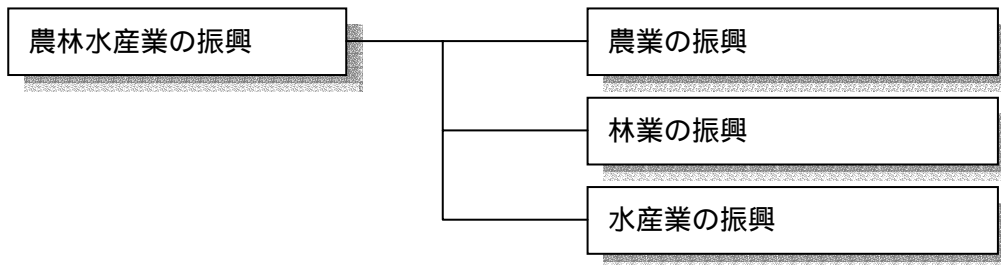
#### 施策の基本方針

農業の持続的な発展と農村の振興のため、農業生産基盤の整備、生活環境の改善に努めるとともに経営感覚に優れた農業者の育成、競争力の高い農産物の生産により、活力ある農業・農村づくりに努めます。

林業の振興のため、健全な森づくりを推進します。

水産資源の育成・確保のため「つくり育てる漁業」を推進し、漁業生産基盤の充実を図り、漁業経営の安定化と効率化に努めます。

## 基本計画



### 農業の振興

農用地の保全と利用集積を促進し、遊休化した優良農地の解消を図るとともに、農道・かんがい排水施設などの農業生産基盤の整備を計画的に推進します。

効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成することにより、望ましい農業構造の確立を図ります。

また、生産者と消費者のふれあいの機会を拡大し、地産地消の運動を支援します。

### 林業の振興

森林資源を有効に利用するため、林道などの生産基盤を整備するとともに、地元材の使用を推進します。

### 水産業の振興

漁礁の設置を行い漁場環境を整備し、資源管理型漁業を推進します。漁港の整備充実を図ります。増養殖漁業、出荷体制・販路拡大の強化を促進します。また、内水面漁業の振興を目指して、淡水魚の生態等を研究して放流し、保護・増殖を促進します。

## 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
県営畑地帯総合整備事業	県	大淀地区（淀江地区、伯仙地区）
農道整備事業	県	道路新設（淀江町稲吉～本宮）
	市	ふるさと農道緊急整備(彦名地区)
基盤整備促進事業	市	農業用排水路改修（四ヶ村堰地区）、暗渠排水路改修（宇田川地区）
漁港整備事業	市	防波堤新設等（皆生漁港）

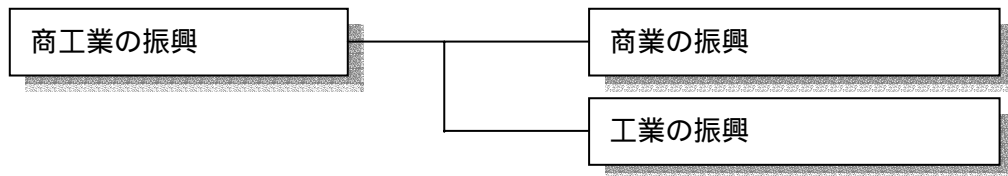
## 2 . 商工業の振興

### 施策の基本方針

商業では、商業者・関係団体等と連携して地域の実情に応じ、活性化を推進するとともに、中小企業の経営基盤強化を促進します。また、流通業務機能の強化を図ります。

工業では、既存工業の振興を図るとともに、立地促進のための基盤整備に努め、企業誘致を推進します。

### 基本計画



#### 商業の振興

商業者・関係団体等と連携して、商業活性化事業の推進、活性化推進組織の整備を図るとともに、中小企業の近代化・合理化・経営安定化などの取り組みを支援します。

#### 工業の振興

企業立地を促進するための基盤整備や新産業の起業化を支援します。既存事業者の体質強化を図り、創業・新分野進出の促進を図ります。積極的な企業誘致活動の展開を図るとともに、誘致企業の受入れ体制の整備促進を図ります。

## 主要事業

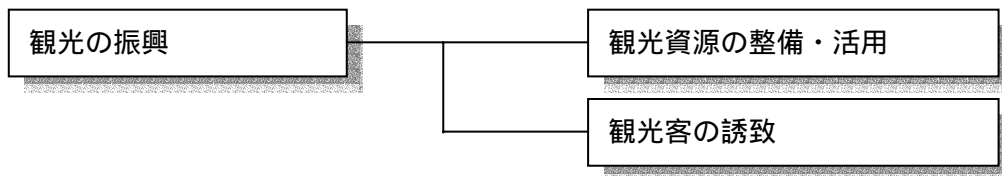
事業名	事業主体	事業概要
商業振興事業	県・市	商店街の空き店舗対策への支援、新規商業参入者への支援
中小企業振興事業	県・市	中小企業者の経営安定化等に対する融資、新製品開発等への支援
企業立地等促進事業	市	企業の進出や既存企業の増設に対する支援、旗ヶ崎工業団地及び和田浜工業団地の基盤整備

### 3 . 観光の振興

#### 施策の基本方針

観光産業は、交流人口の増大による地域活性化を図る上で重要な産業であり、本市の立地条件を活かし、広域的に観光資源をネットワーク化して、観光客の旅行形態の変化に対応した観光ルートづくりを行うほか、外国人観光客の受入れ体制を整備するとともに、滞在型の観光地の形成、観光物産の振興、新たな観光資源の掘り起こしなど、周辺市町村とも連携を図りながら、魅力ある観光地づくりに努めます。

#### 基本計画



##### 観光資源の整備・活用

周辺観光地と広域連携、史跡・文化財等の観光資源としての活用を促進し、観光ルートを確立・充実します。

また、地域ブランド物産を振興するほか、新たな観光資源の掘り起こしに努めます。

##### 観光客の誘致

人口集積地に対する観光宣伝の強化、広域観光キャンペーンなどを実施します。

また、観光客の小グループ化、ニーズの多様化などの変化に合わせて滞在型の観光地の形成に努めるほか、コンベンションの振興を図ります。

## 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
広域観光連携事業	市	市内観光地の連携や周辺観光地との連携を推進する事業、観光物産ガイドスの充実
皆生温泉活性化事業	市	皆生温泉をソフト、ハード両面から整備し、活性化させる事業
市内下町観光振興事業	市	米子城址などの史跡・文化財、旧加茂川沿いの景観を活用し、米子下町観光ガイドと併せて、新たな観光拠点とする事業
観光宣伝推進事業	市	京阪神、首都圏などの人口集積地に対して本市の魅力をアピールし、誘客を図る事業
コンベンションの誘致推進事業	市	交流人口の増大による地域活性化を図るため、コンベンション機能を強化する事業
観光振興と特産品の振興	その他	第三セクター(株)白鳳「物産館白鳳の里」、「淀江ゆめ温泉」、本宮観光農事組合「淀江どんぐり村」などの施設を中心にした観光振興、どんぐりを中心にした特産品の振興を行う事業

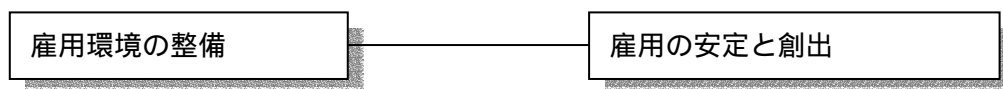


## 4 . 雇用環境の整備

### 施策の基本方針

求人 の 絶対量 を 増やし、魅力ある就業機会を創出する企業誘致の推進、高齢者等の就業機会の確保、女性の就業促進を図ります。また、雇用の安定対策として、企業の労働者福祉向上対策への支援の充実を図ります。

### 基本計画



#### 雇用の安定と創出

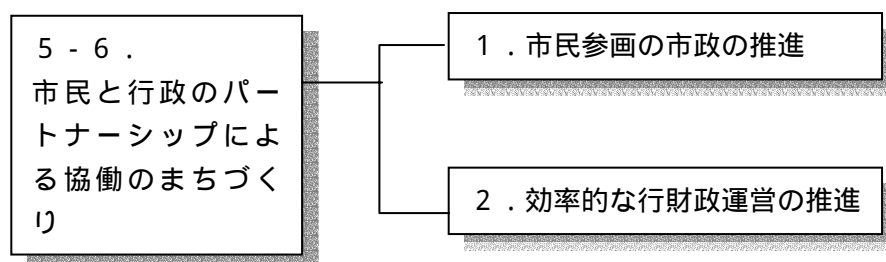
U・J・Iターンを含めた若者の地元定着、雇用の拡大につながる企業誘致に努めます。シルバー人材センターにおける新規事業の開拓と高齢者の能力活用への支援に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター運営事業の推進、パートサテライトへの支援により、女性就業の促進に努めます。また、勤労青少年ホームの有効活用、勤労者福祉サービスセンター事業の積極的支援により、労働者の福祉向上に努めます。

### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
シルバー人材センター運営補助事業	市	高齢退職者等の就業機会確保
勤労者福祉サービスセンター事業	市	中小企業従業員の福利厚生事業に対する支援
ファミリー・サポート・センター運営事業	市	育児の相互援助活動事業に対する支援

## 5 - 6 市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり

市政運営において市民の積極的な参画を図るとともに、行政能力及び効率の向上に努め、市民と行政が協働でまちづくりを進めることができるよう推進します。

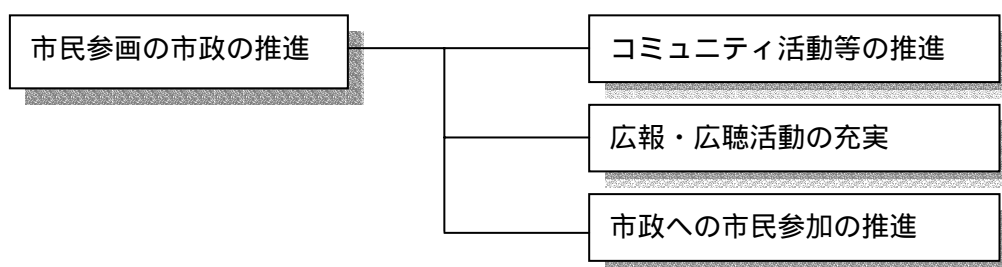


### 1 . 市民参画の市政の推進

#### 施策の基本方針

市民意識や価値観の変化に応じた施策などを展開し、新市建設の将来像「交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市<sup>まち</sup>」を実現するために、市民参画を市政運営の重要な柱の一つとして位置付け、地域づくりの主体である市民と行政が協働する体制の整備に努めます。

#### 基本計画



#### コミュニティ活動等の推進

市民の主体的なコミュニティ活動やボランティア活動、NPO活動を推進するため、地域づくりへの参加意識を啓発し、まちづくりの活動の環境整備や活動組織の育成・支援を図ります。また、地方分権の進展を踏まえ市民との連携強化を図るため、地域を拠点とした自治組織のあり方を検討します。

#### 広報・広聴活動の充実

市政に対する市民の理解と認識を高めるとともに、市民の意思を的確に反映した行政の推進のため、広報・広聴活動を充実し、行政と市民との情報の共有化を図ります。

#### 市政への市民参加の推進

政策形成過程における市民参加の充実を図るとともに、審議会や委員会等を公開し、男女共同参画の視点を踏まえ、参加の機会を充実します。

### 主要事業

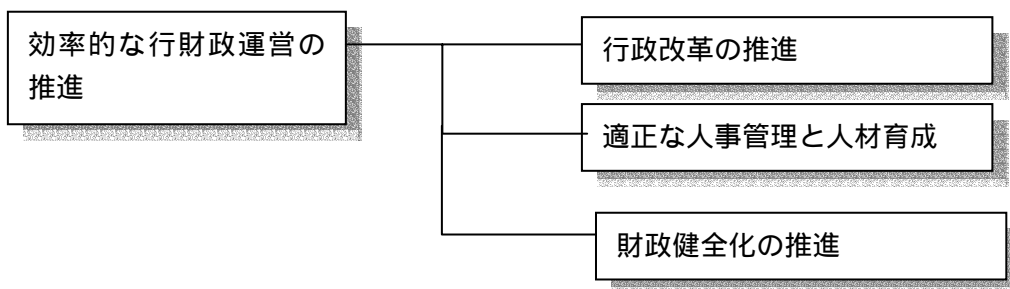
事業名	事業主体	事業概要
市民との連携強化	市	地域を拠点とした自治組織のあり方を検討します。

## 2. 効率的な行財政運営の推進

### 施策の基本方針

厳しい状況で推移する行財政環境の下で、市民の期待と信頼にこたえる行政を展開していくため、行政管理の充実と財政健全化の推進に努めます。

### 基本計画



#### 行政改革の推進

施策・事業の成果や効率性等に基づく選択型行政<sup>14</sup>への転換を図ります。

#### 適正な人事管理と人材育成

新市の行政需要の変化に柔軟に対応していくため、職員の適性等を考慮した人事配置の推進、適正な定員管理の推進、関係機関との連携による職員研修体制の強化、研修内容の充実を図ります。

#### 財政健全化の推進

新市の財政の健全化のため、財政運営の適正化による弾力的な財政構造を確立するとともに、財政計画に基づく計画的な財政運営を図ります。

### 主要事業

事業名	事業主体	事業概要
行財政改革の推進	市	行政改革大綱を作成し、行財政改革を推進する。

<sup>14</sup> 選択型行政：事務事業等の成果、効率性等を的確に評価し、行政が直接取り組むべき課題であるかどうか、又は、事務事業等の目的を果たすことのできる実施手段が民間活力の利用など、他にないかどうかを見極めていく行政運営

## 第6章 公共施設の統合整備

---

公共施設の統合については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特性や地域間のバランス、住民の利便性等を十分に配慮しながら進めることを基本とする。

また、新たな公共施設の整備については、既存施設の有効活用を十分検討するとともに、事業効果や効率性、財政事情を考慮しながら真に必要な施設の整備を図る。

新市の庁舎については、米子庁舎を本庁舎として活用し、淀江庁舎は支所として活用するほか、淀江地域の生涯学習などの拠点施設として有効活用します。

なお、本庁舎敷地の特殊性に鑑み、新市の庁舎の位置とそのあり方については、新市発足後、速やかに審議組織を設置し検討を行うものとする。

## 第7章 財政計画

### 7 - 1 基本方針

---

#### 1 . 財政計画策定の基本的な考え方

バブル経済の崩壊から引き続く 1990 年代前半以降の景気の低迷により、国・地方ともにその財政は厳しい状況にあります。地方財政制度も、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直し、地方への税源移譲という「三位一体改革」により、大きな変革を求められていますが、今後の財政の見通しは予測し難い状況にあるといえます。このように地方財政を取り巻く環境が今後一層厳しくなる中で、行財政改革を着実に実施するとともに、合併による財政特例措置を活用し、新市のまちづくりを進めるという考え方に立って、新市の財政計画を策定しています。

#### 2 . 財政計画の算定方法

財政計画算定の前提条件及び歳入・歳出各項目ごとの算定方法は、次のとおりです。

##### 【計画の前提条件】

##### (1)景気動向

計画期間中の経済成長率は、名目経済成長率を 0.0%とし、景気変動に左右される項目は据置く。

##### (2)人口動向

コーホートセンサス変化率法による人口推計による。

##### (3)地方税財政制度

個別に特段の前提条件を設定する以外は、基本的に平成 16 年度の地方財政制度の大枠が継続されることを前提とする。なお、地方交付税の振り替えである臨時財政対策債は、平成 17 年度以降も継続するものと想定する。

##### 【計画の対象】

期間：平成 17 年度から平成 31 年度

会計：普通会計

## 【算定方法】

### 歳入

#### 地方税、地方譲与税、交付金

- ・一般の税目については、平成16年度予算をベースに、総人口・年齢階級別人口の増減率で算定するとともに、今後、地方税の徴収率の向上に努める。
- ・合併に伴う不均一課税等については、次のとおりとする

法人市民税・固定資産税...旧淀江町分について、平成17年度から平成21年度の間は不均一課税、平成22年度から米子市の例に統合する。

たばこ税...対前年比 1%の消費減とする。

#### 地方交付税

今後予想される地方財政計画の抑制見直しや地方公務員削減計画の動向を踏まえ、経常経費は平成17年度以降毎年 0.5%、投資的経費は平成17年度、18年度の2か年間で 3%を見込む。

#### 国・県支出金

原則として、現行制度に基づき歳出連動で算定する。

合併に伴う国庫補助金・県交付金については、制度に基づき算定する。

#### 地方債

- ・通常債については現行制度に基づき歳出連動で算出し、減税補てん債・臨時財政対策債・合併特例債を積み上げて算定する。
- ・建設事業に係る合併特例債については、平成26年度までに総額165億7600万円を発行し、新市の一体性を確保する事業等については、全額を充当する。
- ・継続事業に係る通常債について、その約1/2を合併特例債に振替えるなど、財源確保に努める。

#### その他収入

原則、平成16年度予算をベースとし、同額で推移するものとする。

### 歳出

#### 人件費

- ・特別職4役については各1人となるものとする。
- ・議会議員については、合併後1年3ヶ月は在任特例を適用し、特例期間経過後の定数は32人で見込む。
- ・今後、一般職については、給与体系の見直し、定員適正化により人件費の抑制に努める。

#### 物件費

平成16年度予算をベースとし、合併のスケールメリットによる事務経費等の削減のほか、今後、引き続き既存の事務事業等の見直しをすすめる。

#### 補助費等

平成16年度予算をベースとし、各種補助金等について事業効果等を総合的に勘案した上で、今後、引き続き既存の事務事業等の見直しをすすめる。

#### 公債費

既発行分の元利償還金を基礎とし、新規発行予定分の元利償還見込み額を見込む。

#### 普通建設事業費

新市まちづくり計画の主要事業費及びそれ以外に予想される事業費を見込む。

#### 扶助費

平成16年度予算をベースとし、総人口もしくは年齢階級別人口の増減率を勘案して算定する。ただし、少子化に伴う行政ニーズの多様化による事業の増を見込む。

#### 繰出金

総人口もしくは年齢階級別人口の増減率を勘案して算定する。

#### その他の経費

原則、平成16年度予算をベースとし、同額で推移するものとする。



## 7 - 2 歳入計画

(単位：百万円)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳 入	地方税	17,887	17,694	17,761	17,829	17,527	17,634	17,677
	地方譲与税及び交付金	3,661	3,667	3,672	3,678	3,683	3,688	3,684
	地方交付税	8,050	8,081	8,094	8,004	8,379	8,111	8,117
	うち合併特例債算入額		28	43	57	220	276	358
	使用料・手数料	1,433	1,503	1,501	1,498	1,496	1,494	1,515
	国庫支出金	7,183	6,530	6,606	6,282	6,687	6,632	6,471
	県支出金	2,705	2,509	2,587	2,562	2,526	2,422	2,329
	地方債	6,657	5,912	5,189	5,943	5,689	5,876	5,678
	うち合併特例債	3,848	1,113	1,676	2,245	1,623	2,232	2,421
	うち通常債	506	2,493	1,211	1,398	1,772	1,352	971
	その他	9,828	9,754	9,743	9,596	9,587	9,578	9,567
	歳入合計	57,404	55,650	55,153	55,392	55,574	55,435	55,038

歳入その他の内訳：分担金及び負担金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入

## 7 - 3 歳出計画

(単位：百万円)

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
歳 出	人件費	7,432	7,607	7,351	7,614	7,560	7,744	7,252
	物件費	5,983	5,946	5,859	5,773	5,586	5,600	5,598
	維持補修費	706	707	709	711	713	715	718
	扶助費	8,209	8,234	8,259	8,283	8,305	8,327	8,316
	補助費等	5,267	5,252	5,209	5,167	5,125	5,134	5,132
	普通建設事業費	5,692	5,770	5,282	5,336	5,475	5,514	5,180
	公債費	7,715	7,656	8,010	8,078	8,323	8,240	8,207
	うち合併特例債分		42	62	82	313	395	511
	繰入金	5,794	5,982	5,981	6,020	6,063	6,068	6,111
	その他	10,496	8,352	8,353	8,352	8,352	8,352	8,352
	歳出合計	57,294	55,506	55,013	55,334	55,502	55,694	54,866

歳入歳出差引	110	144	140	58	72	259	172
--------	-----	-----	-----	----	----	-----	-----

基金積立額	110	144	140	58	72	259	172
基金残高	1,064	1,208	1,348	1,406	1,478	1,219	1,391

基金積立額欄の表示は基金取崩し額

歳出その他の内訳：積立金、投資及び出資金、貸付金

(単位：百万円)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
17,354	17,396	17,439	17,119	17,183	17,247	16,953	17,016
3,680	3,675	3,671	3,667	3,661	3,655	3,649	3,643
8,317	8,248	8,256	8,175	7,936	7,551	7,545	7,264
462	537	630	728	784	823	857	857
1,507	1,499	1,491	1,484	1,518	1,511	1,504	1,496
6,440	6,437	6,514	6,480	6,424	6,318	6,472	6,405
2,398	2,396	2,394	2,392	2,389	2,335	2,382	2,379
5,415	5,407	5,399	5,377	5,342	5,305	5,268	5,231
1,473	1,065	918					
1,664	2,072	2,219	3,137	3,137	3,137	3,137	3,137
9,565	9,553	9,541	9,530	9,523	9,517	9,510	9,504
54,676	54,611	54,705	54,224	53,976	53,439	53,283	52,938

(単位：百万円)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
7,498	7,334	7,471	7,771	7,553	7,607	7,853	7,662
5,596	5,594	5,592	5,591	5,578	5,565	5,553	5,540
722	722	722	722	724	723	724	727
8,303	8,289	8,272	8,254	8,259	8,263	8,266	8,268
5,130	5,128	5,126	5,124	5,115	5,107	5,097	5,088
5,012	5,018	5,012	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
8,085	7,844	7,816	7,014	6,702	6,132	5,944	5,755
660	767	900	1,040	1,119	1,175	1,224	1,224
6,132	6,227	6,296	6,360	6,402	6,438	6,457	6,477
8,353	8,353	8,352	8,351	8,351	8,351	8,352	8,352
54,831	54,509	54,659	54,187	53,684	53,186	53,246	52,869

155	102	46	37	292	253	37	69
-----	-----	----	----	-----	-----	----	----

155	102	46	37	292	253	37	69
1,236	1,338	1,384	1,421	1,713	1,966	2,003	2,072